

令和3年第3回定例会

新十津川町議会定例会会議録

令和3年9月9日 開会

令和3年9月14日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和3年第3回新十津川町議会定例会

令和3年9月9日（木曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
 - (1) 事務報告
 - (2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 工事監査結果報告
 - (5) 一部事務組合議会報告
 - (6) 議会運営委員会政務調査報告
- 第5 委員会への付託の報告
- 第6 行政報告
- 第7 教育行政報告
- 第8 報告第6号 専決処分の報告について
- 第9 議案第41号 新十津川町手数料徴収条例等の一部改正について
(内容説明まで)
- 第10 議案第42号 新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第11 議案第43号 新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第12 議案第44号 新十津川町ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第13 議案第45号 令和3年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）
(内容説明まで)
- 第14 議案第46号 新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会の共同設置に関する規約の変更について
(内容説明まで)
- 第15 議案第47号 新十津川町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
(内容説明まで)
- 第16 議案第51号 工事請負契約の締結について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第17 議案第52号 工事請負契約の締結について

(内容説明、質疑、討論及び採決)

第18 一般質問

第19 認定第1号 令和2年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(概要説明まで)

第20 認定第2号 令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(概要説明まで)

第21 認定第3号 令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(概要説明まで)

第22 認定第4号 令和2年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(概要説明まで)

第23 認定第5号 令和2年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(概要説明まで)

第24 報告第7号 令和2年度新十津川町一般会計継続費精算報告書の報告について

第25 報告第8号 令和2年度新十津川町健全化判断比率の報告について

第26 報告第9号 令和2年度新十津川町資金不足比率の報告について

◎出席議員 (10名)

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

◎欠席議員 (なし)

1番 井向一徳君

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君

総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	長 島 史 和 君
保健福祉課長	坂 下 佳 則 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小 松 敬 典 君
建設課長	谷 口 秀 樹 君
教育委員会事務局長	鎌 田 章 宏 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪 田 謙 治 君
--------	-----------

○議長（笹木正文君） 皆さんおはようございます。

新型コロナウイルスの動向は、今なお予測がつかない状況が続いております。このような中、国政では総理が退任を表明し、今月には総裁選挙、また、この秋には衆議院議員選挙が予定されております。本町でもコロナ禍において初めての選挙になりますが、こんな時こそ、我々国民の意思を国に示すことが大変重要だと思います。ぜひとも、より多くの方々が必要な1票を行使できますよう万全な準備をしていただきたいと思います。

現在本町では出来秋を迎えておりまして、8月30日に町内最初の稲刈がスタートしましたが、8月中に刈り取りが始まるのは昭和59年以来、37年ぶりということです。議会としても本町の基幹産業である水稻の大豊作を願うところであります。

さて、今回の定例会も前回に引き続き、緊急事態宣言下での実施となりました。本町のワクチン接種率は全国と比較してかなり高い位置にあります。前回同様にマスクの着用、手指の消毒や傍聴人の入場制限などの感染症対策を取り入れて運営して参りますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（笹木正文君） それでは、定例会の初日は町民憲章を朗読するのが通例でございますが、これを割愛いたしまして、ただいまから令和3年第3回新十津川町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） ただいま出席している議員は、10名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、2番、村井利行君。3番、進藤久美子君。両名を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（笹木正文君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。
報告を求めます。
西内議会運営委員長。

[議会運営委員長 西内陽美君登壇]

○議会運営委員長（西内陽美君） 皆さま、おはようございます。議長のご指示がござい

ましたので、議会運営委員会報告を申し上げます。

日時は、令和3年9月3日金曜日、午後1時30分から午後3時50分まで。場所は、役場3階委員会室において行われました。出席者は記載のとおりでございます。説明員といたしまして、小林副町長、寺田総務課長にご出席をいただきました。

協議結果でございます。

1、令和3年第3回町議会定例会の会期は、9月9日から9月14日までの6日間といたしたいとするものでございます。

日程につきましては、裏面に記載のとおり執り進めるものでございます。

付議案件は、条例の一部改正4件、令和3年度会計補正予算1件、規約の変更1件、計画の策定1件、人事案件3件、令和2年度会計決算の認定5件、報告4件、工事請負契約の締結2件の計21件である旨、総務課長から説明を受けてございます。

令和2年度会計決算の認定に係る審議につきましては、議長を除く議員10名による決算審査特別委員会を設置して行うこととなります。

一般質問の通告は、2人から3件を受理してございます。

定例会における新型コロナウイルス感染症予防対策につきましては、令和3年第2回町議会定例会に準じて実施することにいたしますのでご協力をよろしくお願い申し上げます。

請願、陳情等の受理状況につきましては、9月3日現在、請願0件、陳情10件を受理している旨、議会事務局長から報告を受けてございまして、陳情3件を所管の委員会に付託することといたしました。

議員発議による議案は2件ございまして、次のとおり定例会最終日に上程いたします。

ア、新十津川町議会会議規則の一部改正について。

イ、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書でございます。

以上を申し上げます、議会運営委員会報告とさせていただきます。

議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会期の決定

○議長（笹木正文君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から9月14日までの6日間といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月14日までの6日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（笹木正文君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査審査報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の工事監査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、5番の一部事務組合議会報告ですが、西空知広域水道企業団議会、中空知衛生施設組合議会、空知教育センター組合議会及び空知中部広域連合議会の報告は、お手元に配付のとおり出席議員から報告書が提出され、資料が所定の棚に保管していることから、それを報告に代えさせていただきます。後ほどお目通をお願いいたします。

次に、6番の議会運営委員会政務調査報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

◎委員会への付託の報告

○議長（笹木正文君） 日程第5、委員会への付託の報告を行います。

陳情等の委員会付託について、私から報告いたします。

本日までに受領した陳情等につきましては、お手元に配付した陳情等文書表のとおり、所管の委員会に付託いたしましたので報告いたします。

◎行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第6、行政報告を行います。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、令和3年第2回定例会以降における行政報告を申し上げます。

行政報告については、議員各位に資料を配付してございますので、主だったものを申し上げますたいというふうに思います。

はじめ総務課関係でございます。

最初に表彰。

6月17日、ご主人様の生前のお礼として町に多額のご寄附をいただきました高橋友子様、7月1日、社会貢献活動として小学校と図書館の駐車場区画線工事などの奉仕活動を行っていただきました奈井江町、拓友道路株式会社様に、8月24日、ご尊父様のご縁から町に多額のご寄附を頂きました西田忠治様に、それぞれ新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈させていただきました。

また、6月21日、永きに亘り本町の発展に多大な貢献をされました宮野善良様に町功勞表彰を授与させていただいたところでございます。

次に叙勲の関係であります。

長年にわたり、教育の振興に貢献されました元新十津川町立新十津川中学校長、亡き川崎秀夫様が、4月4日付けで正七位・瑞宝双光章を受章され、7月1日、奥様に位記並びに勲章、勲記の伝達を行ったところであります。

また、長年にわたり危険な業務に携わり、社会に貢献されました元陸上自衛隊3等陸尉で菊水区在住の高橋利光様が、4月29日付けで危険業務従事者叙勲、瑞宝単光章を受章されました。

2ページになりますが、第6次総合計画の関係であります。

現在の策定状況につきましては、庁舎内の検討組織である策定委員会を3回、企画調整

委員会を2回、専門部会全体会議を2回、専門部会ごとの会議を延べ4回開催してございます。まちづくりに関する諸方策を体系的かつ総合的に審議する総合行政審議会については、総合計画部会を2回開催いたしました。

また、広く町民の皆さまからご意見を頂くために、6月1日から30日までの間、町内11か所に意見箱を設置し、30件の質問や意見を頂き、さらには、6月30日には、未来を担う中学生から総合学習の一環として、この議場にて中学生議会が開催され、11件の意見や提案を頂いたところでございます。

8月18日には、区民の代表である各行政区長との意見交換会を開催し、それぞれの区が抱える課題などをお聞きしたところでございます。

今後、これらの意見や提案などを踏まえ、次期総合計画の策定を進めていくところでございます。

3ページの中ほどの防災訓練でございます。

地域住民の防災意識の高揚を図り、自助、共助、公助による総合的な地域防災力を高めることを目的に、8月29日に開催予定であった総合防災訓練を、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、令和4年度に延期をすることといたしました。

そのため、広報7月号において、行政区ごとの避難所及び新型コロナウイルスを考慮した避難のポイントなどを周知したほか、今後は、自主防災組織と連携し、新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら、地区ごとの防災訓練、研修の開催を計画をしているところでございます。

4ページになります。住民課の関係でございます。

交通安全及び防犯であります。

町道南4号線の停止線の位置につきまして、国道451号の下りから南4号線に左折する大型車両と信号待ち車両との接触事故があり、また、地域からの要請もあり、滝川警察署に停止線位置の変更を要望したところ、7月26日に停止線位置が8メートル下がる変更となり、待機車両の安全確保がされたところであります。

交通事故の発生状況は、6月1日から8月31日までの発生件数は1件で、前年同期1件の増加で、死亡者数は1人で前年同期と比べ1人の増加、負傷者数は0人で前年同期と比べ0人となっております。

交通事故死ゼロにつきましては、令和2年10月19日から継続しておりましたが、8月7日に大和地区で交通死亡事故が発生し、残念ながら292日でストップいたしました。

事故の発生を受け、8月27日に事故発生現場付近において、町の安全・安心推進協会、町交通安全指導員会、滝川警察署など関係団体を中心に緊急街頭啓発を行い、交通事故の発生抑止に努めてきたところでございます。

今後におきましても、関係団体に引き続きご協力をいただきながら、交通事故死ゼロの決意を新たに、交通安全の推進に努めてまいります。

防犯につきましては、6月1日から8月31日までの本町における犯罪発生件数は2件で、前年同期と比べ4件の減少となり、内訳としては粗暴犯2件となっております。

次に、6ページをお開き願います。

行政相談委員への感謝状の贈呈でございます。

7月21日、地域における行政サービスに関する苦情、問い合わせなどの相談を受け、そ

の解決のための助言などを行う行政相談委員を5期10年の長きにわたり務められました、文京区の佐川むつ子様は、4月1日付けで総務大臣より感謝状を伝達したところでございます。

次に、保健福祉課の関係でございます。9ページをお開き願います。

生活保護の関係でございますけれども、8月31日現在で生活保護受給世帯数は60世帯であり、前年同期より4世帯の減となっております。

次に、11ページをお開き願います。食育推進事業であります。

6月11日から6月30日までに、町内のスーパー2店舗において、食生活改善推進員と連携の上、減塩食品コーナーを設置し、減塩食品の展示や減塩レシピを配布するなど、食生活改善の普及啓発を行いました。

また、8月25日には、しんとつかわお米シロップを使った栄養バランスに配慮した和食メニューによる、お米シロップ活用クッキングを開催し、6人の参加があったところでございます。

次に、新型コロナウイルスの関係でございます。

ご承知のように、感染症は世界中に猛威を振るい、尊い命を奪うなど、感染症の恐ろしさをまざまざと感じております。改めて、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、感染された方々には、心よりお見舞いを申し上げます。

最近では、デルタ株をはじめ感染力の強いウイルスが発生し、特に若い世代の方々に感染者が増えております。ちなみに、道内における8月12日から一週間でのスクリーニング検査陽性率では70パーセント、次の一週間では80パーセント、次の一週間では90パーセントと、デルタ株での陽性者は一週間ごとに10パーセント増加している状況にあり、また、北海道も12日まで緊急事態宣言になりましたけれども、30日まで延長する旨、本日決定する予定でありますので、引き続き、感染対策に配慮をしていただくとともに、ご理解とご協力をお願いしたいところであります。

感染拡大防止の決め手となるワクチンの接種につきましては、町内の医療機関の全面的な協力を頂き、土日や時間外を含め、接種ができるように円滑に進めていただいております。改めて、医療関係機関の皆さん方に感謝を申し上げます。

8月31日までに実施をした新型コロナワクチンの12歳以上の接種状況は、1回目が4,966人、率にして83.1パーセント、2回目が4,085人、率にして63.3パーセントとなっております。この内それぞれ534人がゆめりあでの集団接種で実施しております。

なお、65歳以上の方の接種率は、1回目の方は92.1パーセント、2回目の方は90.4パーセントとなっております。

また、新型コロナウイルスワクチン接種の予約受付につきましては、コールセンター業務で委託をしていたところでございますが、その会社が住民からの問い合わせ件数、入電件数、受電件数等の数値を改ざんし、本町に報告をしていたことが発覚をいたしました。

同社では本町を含め道内38自治体の業務を受注しており、うち36自治体に対して、4月26日から6月28日までの報告数値を改ざんし、実際の平均応答率は20.9パーセントであったものを71.4パーセントに水増しをしておりました。

本町への問合せ受付件数といたしましては、実数1,249件のところを1,467件と218件多くの報告でございました。このことについては、8月27日に改ざん内容の報告と謝罪の連

絡を受け、8月30日に同社における記者会見が行われたところあります。

なお、町民の皆さまの接種予約の内容改ざんや架空の登録はございませんでした。

町といたしましても、この会社に対していろいろ質問事項を追及し、さらに原因究明をすることとしているところでございます。

次に、産業振興課の関係でございます。

冒頭、議長からもお話ありましたとおり、稲刈については、8月30日にスタートをしてございます。昭和59年以来の本当に久しぶりの8月での稲刈ということでございまして、9月6日から新十津川の受け入れが始まってございます。ゆめぴりかから始まってございまして、初日20台の車が朝から並んでいるという状況で、本当にスタートが非常に良い状況になっておりました。内容を確認をすると、タンパクも非常に少なくなくて良く、非常に量的にも確保されている旨聞き及んでございます。特に7月の高温が心配されておりましたけれども、ゆめぴりかの状況については、高温障害について無いように伺っているところであります。

今週金曜日には、ななつぼしの出荷が始まるというふうに向ってございますので、主力のゆめぴりか、ななつぼしが、こういうふうに向って高温障害がなければ本当に豊穰の秋を迎えられることになってくるかなというふうに向って期待をしているところでございます。

スマート農業の関係でございます。

高品質、良食味米生産プロジェクトにつきましては、将来の担い手となる子どもへの農業教育として、7月13日に小学校5年生に、スマート農業を知ろうをテーマに、スマート農業教育動画の視聴や実証農家の白石さんの講話などを行いました。

また、7月20日には町内農家及び空知管内農政担当者、空知スマート農業推進室、北海道農政事務所など約40名に参加いただき、水管理現地研修会を行いました。研修会は、自動給水装置メーカーの株式会社笑農和の下村社長より自動給水装置について説明をいただいたほか、水田センサーメーカーのインターネットイニシアティブにより動画説明をいただきました。その後、北海道クボタの協力により、今年度から町で補助を開始した自動操舵システムの実演のほか、ロボットトラクター、農薬散布用ドローンの実演を行ったところでございます。

次に、14ページをお開き願います。

8月6日に新規就農者の方々を対象とした激励会がグリーンパークしんとつかわで開催されました。今年は5戸7人が後継者として就農をしていただいております。近年、このような人数で安定的に就農をしていただいていることは、非常に農業に魅力、そして、やりがい、そして、将来に向けての希望だとか、そういったものがうかがい知れて、後継者も安定的に入ってきているものと思っているところであります。新規の就農者がいたり、Uターンの方々もいらっしゃるところでございます。

酒米粉活用研究事業につきましては、6月11日に学校給食として、お米シロップを使用したソフトフランスパンを提供いたしました。給食を提供するにあたり、小学校の給食掲示板にお米シロップができるまでの説明資料を掲示し、子どもたちに理解を深めてもらいました。評価及び感想は、記述のとおりでございます。

次に、ここには掲載してございませんけれども、セコマとのコラボをした期間限定のお米シロップを活用したパン販売について、現在商談を進めてございます。昨年に引きつい

ての第2弾として発売になった暁には、町議会議員の皆さま方におかれましても、是非、お買い求めいただくとともに、全道各地に町の特産品としてPRをしていただければ幸いです。

次に、17ページをお開き願います。

奈良県、十津川村及び新十津川町による連携協定でございます。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響から、奈良県内で予定をしております十津川村との共同物産販売は、昨年引き続き中止となりました。7月22日から25日の4日間、JAならけんの農産物直売所まほろばキッチン櫃原店において、本町産メロン100個の販売や、奈良県のアンテナショップで奈良市にあります奈良のうまいものプラザにおいても、本町産メロンの販売を行っていただいております。また、8月に東京日本橋から新橋に移転をいたしました奈良まほろば館は、装いも新たにリニューアルオープンし、本町の農産物の販売やPRに引き続き協力いただけることになってございます。

なお、奈良県内から町内の宿泊施設に宿泊されたおもてなし事業は、6人の方にお土産を贈呈をさせていただいたところでございます。

次に、建設課の関係でございます。

最後の18ページでございますけれども、安心すまいる助成事業は、8月31日現在で76件の申請があり、費用概算額で9,231万5,700円、助成予定額で1,605万6千円、うち助成決定件数は51件、助成決定額は1,057万8千円となっております。

以上を申し上げ、令和3年第2回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

◎教育行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第7、教育行政報告を行います。

教育長の教育行政報告につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

◎日程変更

○議長（笹木正文君） お諮りいたします。

日程の順序を変更し、日程第8、一般質問を午後1時から行うこととして、午前中は日程第9以後を先に審議したいと思います。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第8、一般質問を午後1時から行うこととして、午前中は日程第9以後を先に審議することに決定いたしました。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第8、報告第6号、専決処分の報告についてを議題といたします。

内容の報告及び説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました報告第6号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をする。

3ページをお開き願います。

専決第3号。専決処分書。

議決された契約金額の10分の1以内の額を減額することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決月日、令和3年8月23日。

1、契約の目的、新十津川町庁舎建設事業既存庁舎解体工事。

2、議決年月日及び議案番号、令和3年4月28日議案第28号。

3、契約金額の変更内容、（1）変更前の額1億4,003万円、変更後の額1億3,824万8千円、（3）増減額178万2千円の減。

4、変更の理由、産業廃棄物処分量の確定による請負額の変更が生じたものでございます。

以上を申し上げ、提案理由と内容の説明とさせていただきます。ご承認賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の報告及び説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第6号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎議案第41号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第41号、新十津川町手数料徴収条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第41号、新十津川町手数料徴収条例等の一部改正について。

新十津川町手数料徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

末尾の提案理由でございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要があるため、これらの条例の一部改正について議決を求め

るものでございます。

なお、内容につきましては住民課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） ただいま上程いただきました議案第41号、新十津川町手数料徴収条例等の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本町における手数料徴収条例等について所要の改正を行うものでございます。

改正規定の内容につきましては、お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表をご覧願います。

はじめに、1ページの新十津川町手数料徴収条例の一部改正第1条関係につきましては、別表から個人番号カードの再交付に係る手数料を削除するものでございますが、今までは再交付の手数料を町が徴収しておりましたが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体システム機構は申請者から個人番号カードの発行手数料を徴収することができることとされ、発行手数料の徴収事務を市町村長に委託することができることとなりました。

今後は、個人番号カードを作成する地方公共団体システム機構から町が委託を受け、火葬料のように歳入歳出外で受領し、システム機構に再交付の料金を納めることとなります。

なお、昨年度の再交付件数は9件でございました。

続きまして、新十津川町個人情報保護条例の一部改正第2条関係につきましては、2ページをお開きください。

情報ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更になったことから、条例中の総務大臣を内閣総理大臣に改めるもの及び引用条項の条ずれの改正でございます。

続きまして、新十津川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正第3条関係につきましても、法改正により条ずれが生じたため、第1条及び第5条を改正するものでございます。

次に、議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。

議案書5ページの附則では、施行日を公布の日からと定めてございます。

以上をもちまして、議案第41号、新十津川町手数料徴収条例等の一部改正についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第41号について、提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第42号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第42号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定

地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。
提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第42号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

9ページをお開き願います。

提案理由でございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては保健福祉課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 坂下佳則君登壇〕

○保健福祉課長（坂下佳則君） ただいま上程いただきました議案第42号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての内容の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、本条例を定めるにあたっての従うべき基準及び参酌すべき基準となっております子ども・子育て支援法に基づき定められている内閣府令が改正され、現在国で進められておりますデジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続き等に関係するもので、書面等によることが規定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するなどの改正を行うものでございます。

お手元の新旧対照表にてご説明させていただきますので、新旧対照表5ページをご覧ください。

目次の改正につきましては、第3章の次に第4章を加える改正でございます。

第5条第2項から第6項につきましては、幼稚園、保育園又は認定こども園に対する電磁的記録に関する規定でございます。後段、雑則において、特定地域型保育事業も含め、電磁的記録に関する規定を新たな条文として規定することによる条文の削除でございます。

7ページをご覧ください。

第38条第2項につきましては、準用する第5条第2項から第6項までの規定が削除されることによる条文の削除でございます。

8ページをご覧ください。

第42条第1項第3号につきましては、定義規定の適用に第4項第1号を加える改正でございます。

第4章、雑則。

第53条につきましては、電磁的方法による対応の追加に関する規定による条文の追加でございます。第1項は、特定教育・保育施設等は、この条例の規定において書面で行うことが規定されているものを書面に代えて電磁的記録により行うことができるものとしてございます。

第2項は、条例の規定による書面等の交付又は提出について、当該書面が電磁的記録により作成されている場合、電子メールでの送信やデータを記録したCD-ROMを提供することで、当該書面等を交付又は提出したものとみなす規定でございます。

10ページをご覧ください。

第3項は、前項各号に掲げる方法は、保護者が、その記録を出力することで、文書を作成することができるものでなければならないとする規定でございます。

第4項は、特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を保護者に提供しようとするときは、あらかじめ電磁的方法の種類及びその内容を示し、承諾を得なければならないとするものとしてございます。

第5項は、保護者が一度電子的記録の提供に承諾しても、保護者の申し出があれば、電子的記録から文書での提供に変更出来る旨を規定するものとしてございます。

第6項は、保護者から同意を得る場合においても電磁的方法によることができるものとしてございまして、この場合の関係する条項の読み替えに関する規定でございます。

議案9ページをご覧ください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上、議案第42号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第42号について、提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第43号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第43号、新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第43号、新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について。

新十津川町奨学金等貸付条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

入学金の早期貸付け及び貸付対象の拡大並びに奨学金等の償還方法の緩和により、教育の機会均等を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものとしてございます。

なお、内容につきましては教育委員会事務局長より説明申し上げますので、議決賜りた

くよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 鎌田章宏君登壇〕

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいま上程いただきました議案第43号、新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、入学金の一時的な準備に伴う経済的な負担の軽減を図るため、入学金の交付時期につきまして、希望される方には入学前でも交付できるようにするため改正を行いたいとするものでございます。

お手元に配付しております新旧対照表の13ページをご覧ください。

第3条第1号につきましては、奨学生の資格対象としております学校教育法に規定される学校につきまして、対象としております学校の変更はございませんが、記載内容及び用語の整理と、新たに高等学校も入学金の貸付対象とする改正でございます。

第5条第1項第2号につきましては、大学には短期大学が含まれるため、その用語を削除する改正でございます。

第7条の奨学金等の交付につきましては、8ページをご覧ください。

第1項第2号は、入学金につきまして、奨学生として決定したあと速やかに、とする改正でございます。

第2項は、用語の整理による改正でございます。

第10条の償還方法につきましては、奨学金及び入学金の償還につきまして、正規の修業期間が満了してから1年経過後から開始とすることと、用語の整理による改正でございます。

第16条も用語の整理による改正でございます。

議案書に戻りまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行いたします。

ただし、第10条の償還方法につきましては、公布の日に奨学生である者及び公布の日以後に奨学生となる者について適用し、公布の前日に奨学生でなくなった者は、従前の例によるものとするものでございます。

以上、議案第43号、新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第43号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、11時5分まで休憩といたします。

（午前10時50分）

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

（午前11時05分）

◎議案第44号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第44号、新十津川町ふるさと公園の設置及び管理

に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第44号、新十津川町ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

14ページをお開き願います。

提案理由でございます。

青少年交流キャンプ場の再整備に伴い、その施設名称及び使用料の見直しを行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては産業振興課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 小松敬典君登壇〕

○産業振興課長（小松敬典君） それでは上程いただきました議案第44号、新十津川町ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、内容の説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正は、現在、ふるさと公園再整備の中で進めておりますキャンプ場のリニューアルに関連して、キャンプ場の名称及び使用料について改正する趣旨の内容でございます。

関係資料の新旧対照表をご覧ください。

第3条では、ふるさと公園内の施設を示しておりますが、キャンプ場の名称を現行の青少年交流キャンプ場からしんとつかわキャンプフィールドに変更したいとします。

名称の変更にあたっては、新十津川中学校3年生を対象にアンケート調査を実施し、3つの案から選んでいただき、半数以上の生徒54人中32人が選んだ名称を採用することといたしました。

次に使用料の改訂についてご説明申し上げます。

現行の使用料区分は、利用者が町民であるか町民以外かの区分で使用料に差をつけておりましたが、キャンプ場では観光施設としての性格上、より多く町外からも本町を訪れ、利用してもらいたいということから、町民、町外者という区分を廃止し、改正案では、繁忙期と通常期のみ区分することといたします。

新旧対照表の備考では、新たな区分となります繁忙期の定義を示してございます。

繁忙期は、日曜日であってその翌日が休日となる日。土曜日、そして、休日であってその翌日が日曜日、土曜日又は休日となる日と定めております。最後に、夏休み期間を中心とします7月15日から8月15日までの日を繁忙期と設定いたします。

利用者区分の廃止によって、町民、特にこれまで利用していただきました子ども会にとっては実質値上げとなります。

そこで、町内の子ども会にあっては、健全育成の観点や子ども会加入促進といった教育委員会の取組みも鑑みまして、繁忙期における使用であっても、通常期の使用料の額を適用することといたします。

料金については、6人用バンガローが繁忙期6,000円、通常期3,000円。4人用バンガローは繁忙期4,000円、通常期2,000円。そして、今回整備いたしますオートサイト11区画は、近隣のオートサイト料金を参考に、繁忙期3,000円、通常期1,500円といたします。

議案にお戻りいただいて、附則になります。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

なお、経過措置としまして、キャンプ場の予約が半年前からとなっておりますので、4月1日以後にキャンプ場を利用する方は、施行日前であっても使用許可申請をすることができ、また、町長は、申請があった場合は、施行日前であっても許可又は許可をしないことができるものと定めます。

以上が、条例の一部改正の内容でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第44号について、提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第45号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第45号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第4号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第45号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第4号。

令和3年度新十津川町一般会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,845万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億1,207万4千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

継続費の補正。

第2条、継続費の変更は、第2表、継続費補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加及び廃止は、第3表、地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第45号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第4号の内容につきましてご説明を申し上げます。

22ページ、23ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

15款、国庫支出金。補正額3,202万3千円、これは、新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金526万6千円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,040万円、健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業費補助金222万4千円、駅跡地整備に係る社会資本整備総合交付金1,440万円、情報機器整備費補助金、小学校、中学校おのおの34万3千円の合計額から、当初補助金として計上していたものが負担金対象となった新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金減額の95万3千円を減じて合計したものとございます。計5億6,945万6千円。

16款、道支出金。補正額295万8千円、これは、畑作構造転換事業補助金でございます。計5億3,987万7千円。

19款、繰入金。補正額4,617万3千円の減額、これは、歳入補正に係る財源更正でございます。計8億3,161万5千円。

21款、諸収入。補正額15万3千円の減額、これは、事業縮小に係る雑入の減額補正でございます。計3億8,661万7千円。

22款、町債。補正額2,980万円、これは、起債に係る財源更正でございます。計8億9,690万円。

歳入合計。補正額1,845万5千円、計73億1,207万4千円。

次に、歳出。

1款、議会費。補正額203万5千円の減額、計5,605万1千円。財源内訳、一般財源203万5千円の減額。

2款、総務費。補正額258万1千円、計12億3,349万8千円。財源内訳は、特定財源、国道支出金140万円、その他15万円の減額、一般財源133万1千円。

3款、民生費。補正額103万9千円、計9億8,730万6千円。財源内訳、特定財源、その他3千円の減額、一般財源104万2千円。

4款、衛生費。補正額795万4千円、計5億8,050万5千円。財源内訳、特定財源、国道支出金653万7千円、一般財源141万7千円。

6款、農林水産業費。補正額601万円、計5億5,859万円。財源内訳、特定財源、国道支出金295万8千円、一般財源305万2千円。

7款、商工費。補正額794万円、計3億8,161万7千円。財源内訳、特定財源、国道支出金900万円、その他456万円の減額、一般財源350万円。

8款、土木費。補正額はゼロですが財源更正を行ってございます。財源内訳、特定財源、国道支出金1,440万円、地方債3,240万円、その他3,680万円の減額、一般財源1,000万円の減額。

9 款、消防費。補正額73万 9 千円の減額、計 2 億7,301万 3 千円。財源内訳、一般財源73万 9 千円の減額。

10 款、教育費。補正額429万 5 千円の減額、計 6 億2,041万 9 千円。財源内訳、特定財源、国道支出金68万 6 千円、地方債260万円の減額、その他75万 1 千円の減額、一般財源163万円の減額。

歳出合計。補正額1,845万 5 千円、計73億1,207万 4 千円。財源内訳、特定財源、国道支出金3,498万 1 千円、地方債2,980万円、その他4,226万 4 千円の減額、一般財源406万 2 千円の減額。

次、21ページにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表、継続費補正でございます。

まず、変更でございます。

款、10 款教育費、項、4 項社会教育費、事業名、農村環境改善センター改修事業。補正前総額 3 億5,550万円、年度及び年割額、令和 3 年度、1 億1,200万円、令和 4 年度、2 億4,350万円、補正後総額 3 億5,838万 2 千円、年度及び年割額、令和 3 年度、1 億1,300万 1 千円、令和 4 年度、2 億4,538万 1 千円でございます。

次、第 3 表、地方債補正。

追加でございます。

起債の目的、過疎地域持続的発展特別事業債、限度額8,990万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次、新十津川駅跡地公園整備事業債、限度額3,240万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次、廃止でございます。

起債の目的、過疎地域自立促進特別事業債、補正前限度額9,250万円で、過疎地域自立促進特別措置法が失効したため廃止とするものでございます。

それでは、歳出の内容についてご説明をいたします。

34ページ、35ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目議会費。補正額203万 5 千円の減額、計5,605万 1 千円。内容を申し上げます。事業番号 2 番、議会活動運営事業203万 5 千円の減額。これは、新型コロナウイルスの影響により中止となった渉外行事、町村議会議長会行事、議員母村研修の経費について減額をするものでございます。

次、36ページ、37ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目一般管理費。補正額114万円の減額、計3,490万 7 千円。内容を申し上げます。事業番号12番、開町記念式開催事業114万円の減額。これは、新型コロナウイルスの影響により開町記念式の縮小開催及び懇親会未実施による減額でございます。

次、3 目財産管理費。補正額138万 5 千円、計 5 億7,550万 2 千円。内容を申し上げます。事業番号 2 番、庁舎管理事務138万 5 千円。これは、除雪車が入れない庁舎周辺の除雪に必要な除雪機が使用不能となったことから、新たに除雪機を購入する経費を補正計上するものでございます。

次、5 目企画費。補正額250万円、計 2 億9,149万 9 千円。内容を申し上げます。事業番号 6 番、地域公共交通確保事業110万円。これは、地域公共交通の活性化及び再生に関する

る法律に基づき設置する法定協議会でございます、本町の地域公共交通活性化協議会におきまして、利便増進実施計画を策定いたしますと、フィーダー系統の国庫補助上限のかさ増しや10人乗りワゴンの導入が国庫補助対象となることから、当該計画の策定に対する補助を国に要望してきたところでございます。先月、計画策定経費が補助対象となる内示があったことから、策定主体となる本町協議会に対する負担金を補正計上するものでございます。

なお、当該補助は計画策定経費の2分の1でありますことから、その同額の2分の1を協議会に負担金として支出するものでございます。

次、事業番号21番、地域公共交通緊急支援事業140万千円。これは、コロナ禍において利用者が低迷する公共交通事業者に対し、運行事業の継続と安定化を図るため運行事業費の一部を助成するものでございます。対象とする公共交通事業者および対象は、路線バス運行事業者、乗り合いワゴン運行事業者、乗り合いタクシー運行事業者で、これらに対して車検など、車両の維持管理に必要な経費に対して支援を行うもので、路線バスについては、大型バス1台50万円の2台分で100万円、乗り合いワゴン及び乗り合いタクシーは1台20万円の1台ずつで40万円でございます。

38ページ、39ページをお開き願います。

6目交通安全対策費、9目行政区費は、財源更正でございます。

次、6項1目監査委員費。補正額16万4千円の減額、計160万4千円。内容を申し上げます。事業番号1番、監査委員活動費16万4千円の減額。これは、新型コロナウイルスの影響により中止となった母村研修の経費を減額するものでございます。

40ページ、41ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額16万1千円の減額、計1億2,562万8千円。内容を申し上げます。事業番号6番、追悼式開催事業16万1千円の減額。これは、新型コロナウイルスの影響により縮小開催となったことによる減額でございます。

次、2目高齢者福祉費。補正額120万円、計2億45万4千円。内容を申し上げます。事業番号5番、高齢者除雪事業120万円。これは、高齢者世帯等除雪費助成事業の対象世帯を現行の住民税非課税世帯に加え、住民税均等割のみの世帯まで拡大するため、拡大分の助成費用を補正計上するものでございます。

次、2項1目児童福祉費は、財源更正でございます。

42ページ、43ページをお開き願います。

4款1項3目福祉医療費は、財源更正でございます。

次、4目予防費。補正額431万3千円、計8,977万3千円。内容を申し上げます。事業番号5番、新型コロナウイルス予防接種事業431万3千円。これは、国が示すワクチン接種費用について、診療時間外および休日実施時の上乗せ単価が設けられたことと、ワクチン接種を実施する期間がもう少し本町として長く必要となる見込みであることから、コールセンターの契約と町内ワクチン接種医療機関との契約を2か月間延長するため、所要の経費を補正計上するものでございます。

次、5目健康づくり推進費。補正額364万1千円、計3,224万4千円。内容を申し上げます。事業番号1番、保健事務364万1千円。これは、健康増進法に基づく、個人が自分の健康情報をマイナポータルを通して把握する仕組みに関する対応が必要であることから、

本町が所有する健康管理システムにおける健診結果を電子データで取り込むための様式標準化など、改修に必要な経費を補正計上するものでございます。

44ページ、45ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費。補正額295万8千円、計3億8,630万4千円。内容を申し上げます。事業番号21番、畑作構造転換事業295万8千円。これは、そばの安定生産を図るため、ほ場の透排水性や土壌環境を改善する取組に対して支援を行う事業で、当該取組を行った本町18の農業者に対して交付する経費を補正計上するものでございます。

次、3目畜産業費。補正額25万円、計266万1千円。内容を申し上げます。事業番号2番、学園牧場維持管理事業25万円。これは、学園牧場の第2牧区からポンプ室までの道路の一部法面が崩落したことで、発電機運搬などに運行する大型車両の通行が困難となっていることから、これを修繕するための経費を補正計上するものでございます。

次、2項1目林業振興費。補正額280万2千円、計7,881万9千円。内容を申し上げます。事業番号3番、熱供給センター運営事業280万2千円。これは、現在、稼働中のバイオマスボイラーによる熱源供給システムにおけるグリーンパークへの供給において、バックアップボイラーの制御が不十分であったことから、当初見込み以上の重油が消費されることとなり、当該バックアップボイラーの今後の稼働に必要な重油代相当額負担分の経費を追加して補正計上するものでございます。

なお、バックアップボイラーの制御につきましては、現在、制御センサーの設置によりまして、不用な稼働がなくなっている状態であるということでございます。

46ページ、47ページをお開き願います。

7款1項1目商工振興費。補正額1,350万円、計1億3,688万4千円。内容を申し上げます。事業番号8番、緊急経済対策事業1,350万円。これは、長引く新型コロナ禍の影響を受ける事業者の支援を行い、併せて町内消費を喚起する取組を支援するための経費を補正計上するもので、一つ目の取組としまして、持続化支援金給付事業では、前々年又は前年と比較して売り上げが減少した商工会員の事業継続のため助成金を給付する事業に対する支援として900万円、二つ目の取組、地元消費促進支援事業では、町内消費を促すため、とくとっぷカードの買物ポイント付与を2倍にする事業に対する支援として110万円、三つ目の取組、貸切バス、タクシー維持管理支援事業では、道路旅客運送事業者が保有する車両の維持管理支援のため車両の種別と台数に応じ助成を行う経費として340万円の合計1,350万円を補正計上するものでございます。

次、2目観光振興費。補正額343万円の減額、計1億9,635万円。内容を申し上げます。事業番号11番、地域おこし協力隊活動事業産業活性化100万円の減額。これは、昨年度末をもって3年の任期を終えた地域おこし協力隊員1名は、任務終了時に受けることができる起業支援補助金を昨年度末に申請、受領したため、当初予算に計上してございました当該補助金が不要となったことによる減額でございます。

次、事業番号12番、ふるさとまつり・雪まつり共催事業201万7千円の減額は、ふるさとまつりの縮小実施による減額補正でございます。

事業番号13番、イベント開催支援事業41万3千円の減額は、陶芸まつりの中止に係る減額補正でございます。

次、3目地場産業振興費、補正額213万円の減額、計4,838万3千円。内容を申し上げます。

す。事業番号2番、奈良県・十津川村三者協定PR事業213万円の減額。これは、当初予定をしてございました事業が中止となるなど、内容変更のため減額補正をするものでございます。

48ページ、49ページの補正は、財源更正でございます。

50ページ、51ページをお開き願います。

9款1項3目災害対策費。補正額73万9千円の減額、計1,577万8千円。内容を申し上げます。事業番号2番、地域防災力強化推進事業73万9千円の減額。これは、本年度予定してございました総合防災訓練が中止となったことによる減額補正でございます。

52ページ、53ページをお開き願います。

10款1項2目事務局費、2項2目教育振興費、3項2目教育振興費の補正は、財源更正でございます。

次、4項1目社会教育総務費。補正額75万1千円の減額、計1億3,933万9千円。内容を申し上げます。事業番号6番、農村環境改善センター改修事業100万1千円。これは、本年度から2か年をかけて行う農村環境改善センターの改修において、確実な工事工程管理が必要となることから、本年度分の工事管理業務を発注する経費を補正計上するものでございます。

54ページ、55ページをお開き願います。

事業番号10番、児童・生徒母村交流事業175万2千円の減額。これは、本年度の児童・生徒の母村交流事業が中止となったことから減額補正とするものでございます。

次、2目文化振興費。補正額300万円の減額、計397万2千円。内容を申し上げます。事業番号2番、芸術鑑賞事業300万円の減額。これは、当初、実施を予定してございましたNHKの子ども向け番組が本年度中止としたことから減額するものでございます。

次、5項1目保健体育総務費。補正額54万4千円の減額、計1,448万4千円。内容を申し上げます。事業番号2番、社会体育推進活動事業54万4千円の減額。これは、ピンネシリ登山マラソンを中止したことによる減額でございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第45号について、提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第46号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第14、議案第46号、新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会の共同設置に関する規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由及び内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第46号、新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会の共同設置に関する規約の変更について。

新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会の共同設置に関する規約を次のとおり変更する。

提案理由でございます。

新十津川町教育委員会の事務所移転に伴い、新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会の共同設置に関する規約を変更することについて雨竜町と協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を行います。新旧対照表も併せてご参照願いたいと思います。

第3条中の住所につきましては、提案理由でも記載してございますとおり、教育委員会の事務所が改善センターからゆめりあに変更になったことから、子どものいじめ対策委員会の事務所の変更をするものでございます。

附則として、告示の日から施行をしたいとするものでございます。

以上、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第46号について、提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第47号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第15、議案第47号、新十津川町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第47号、新十津川町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について。

新十津川町過疎地域持続的発展市町村計画、令和3年度から令和7年度まで、別紙のとおり定める。

提案理由でございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました議案第47号、新十津川町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、内容の説明を申し上げます。

始めに計画策定の経緯でございますが、過疎地域への対策を謳った過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる、過疎法と言われるものが、本年3月末で期限を迎えたため、令和3年4月1日、新たに過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法が10年間の時限措置として施行され、全国で820団体、北海道では、本町を含め148団体が過疎地域の指定を受け

たところであります。

過疎法には、過疎地域の持続的発展に必要とされる過疎対策事業債をはじめとする財政上の特別措置が規定されておりますが、これらの支援措置を受けるためには、市町村計画の策定が要件とされていることから、本町においても、これを定めたいとするものでございます。

なお、本計画の策定には、北海道との協議が必要となっておりますが、令和3年9月3日付で協議が整っております。

それでは、お手元に配付してございます計画書により計画の概要を申し上げます。

まず、計画の期間でございますが、表紙にありますように、令和3年度から令和7年度までの5年間となっております。

次に、開いていただきまして、目次をご覧くださいまして、計画の体系についてご説明をいたします。

1、基本的な事項に始まりまして、2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から12の再生可能エネルギーの利用の推進まで11の施策に対しまして現況と問題点、その対策、事業計画を掲載するという構成になってございます。

なお、事業計画に盛り込む事業につきましては、財政上の特別措置の関係もありまして、将来、少しでも取り組む可能性のある事業については、幅広く掲載するという方針で作成を行っております。

最後の13、事業計画過疎地域持続的発展特別事業分につきましては、町が単独事業として進める予定のソフト事業をまとめたものとなっております。また、今申し上げました施策項目につきましては、法律の中に地域の持続的発展のために実施すべき事項として明示されておりまして、それに沿った整理を行っております。

それでは、7ページをお開き願います。

(4) 地域の持続的発展の基本方針でございますが、現在、策定を進めております第6次新十津川町総合計画と整合性を図り、住民と行政が一体となって社会資本の整備充実を推進していく旨を記載してございます。

次のページ、(5) 地域の持続的発展のための基本目標は、令和8年の人口目標を定めるものでございまして、全体人口を6,090人、社会減を年間8人として設定しておりますが、これらの目標は策定中の第6次総合計画の目標と合わせたものとしてございます。

次に、11ページからの持続的発展に向けた主な施策についてでございますが、そのほとんどが前計画を引き継ぐ形となっておりますので、新たに追加されることとなった三つの施策についてご説明をさせていただきます。

まず、11ページですが、2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成についてでございますが、本町の現況を踏まえまして、(2)の区分、その対策といたしまして、定住対策の充実、奈良県や十津川村をはじめとする地域間交流の推進、まちづくり人材の育成を中心に進めていくこととしてございます。

次に、24ページになります。

4の地域における情報化でございますが、ICTと言われる情報通信技術が私たちの生活の中に欠くことのできない技術となっていることから、(2)その対策といたしまして、光回線の加入促進、各種情報通信環境の整備、デジタル技術の活用を進めることとしてご

ざいます。

次に、51ページとなります。

12でございませう。再生可能エネルギーの利用促進でございませうが、近年、温室効果ガスの排出削減が世界的な課題となっていることから、(2)のその対策といたしまして、再生可能エネルギーの有効活用、クリーンエネルギーの利用促進について進めることとしてございませう。

最後に52ページになりますが、13、事業計画過疎地域持続的発展特別事業分は、ソフト事業の計画でございまして、各施策項目の事業計画に登載されておりますソフト事業を、ここに再度掲載しているものでございまして、全84事業となっております。

以上、新十津川町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第47号について、提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第51号の上程、内容説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第16、議案第51号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由及び内容の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第51号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由でございませう。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございませう。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、新十津川町庁舎建設事業建築主体工事（第2期）。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、工事場所、新十津川町字中央。

4、契約金額、金1億2,925万円。

5、契約の相手方、久保田・櫻井特定建設工事共同企業体。代表者、樺戸郡新十津川町字中央530番地1、株式会社久保田組、代表取締役、久保田哲也。構成員、樺戸郡新十津川町字弥生31番地6、株式会社櫻井板金、代表取締役、櫻井智廣。

裏面に参考資料といたしまして、指名業者名などを記載しておりますので、お目通しいただきたいと思ひます。

なお、履行期限は、令和4年1月20日までとなっております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第51号について、提案理由及び内容の説明を終わります。

ます。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、内容説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第17、議案第52号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由及び内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第52号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、新十津川町農村環境改善センター改修工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、工事場所、新十津川町字中央。

4、契約金額、金3億5,200万円。

5、契約の相手方、岩倉・久保田特定建設工事共同企業体。代表者、札幌市中央区南1条西7丁目16番2、岩倉建設株式会社、取締役社長、鈴木泰至。構成員、樺戸郡新十津川町字中央530番地1、株式会社久保田組、代表取締役、久保田哲也。

裏面に参考資料といたしまして、指名業者名などを記載しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

なお、履行期限は、令和4年9月30日までとなっております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第52号について、提案理由及び内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

ここで、13時まで休憩といたします。

(午前11時52分)

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

◎一般質問

○議長（笹木正文君） 午前中、日程の順序の変更を行いましたので、日程第18、一般質問を行います。

一般質問は、配付しております通告表の順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

最初に7番、西内陽美君。登壇の上、発言を願います。

〔7番 西内陽美君登壇〕

○7番（西内陽美君） 議長の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

質問は、3歳児健診における視力検査体制の充実についてでございます。

3歳児健診への屈折検査機器の導入について、町長のお考えをお伺いいたします。通告文が大変長いのですが、読ませていただきたいと思います。

生まれたばかりの子どもは、はっきりと物が見えていませんが、3歳ごろまでに急激に

視覚が発達し、多くは6歳ごろまでに1.0以上の視力になります。視覚発達を遂げる視覚感受性期は6歳くらいまでで、その間に正常に脳の視覚領域が発達しなければ、眼鏡やコンタクトレンズを使用しても十分な視力を得られない弱視になります。弱視を予防するには、早期発見、早期治療が肝要です。

現在、乳幼児健診における視力検査の方法は各自治体に任されていますが、本町の場合は、3歳児健診、正しくは3歳1、2カ月児健診とありますが、以後、3歳児健診と略させていただきます。この3歳児健診時に、親への問診と保健師さんが子どもに数枚の絵を見せて、その名称を答えることができるかという方法が取られている。うまく答えられなかったとしても、普段は全く症状がないから、たまたま答えられなかっただけ、と弱視が見逃されてしまう可能性があります。

本町の3歳児健診で目の異常が疑われた場合は、健診後に眼科受診を勧奨していますが、その追跡調査はしていないとのことです。

3歳児健診後に、子どもが視力検査を受けられるのは小学校入学前の就学時健診であり、そこで初めてランドルト環を使った検査を受けて視力が判定されます。3歳児健診で目の異常を疑われるのは年に1、2名とのことです。早い段階で発見して治療を行えば視力の成長を促すことができるものと考えます。

今年、8月13日、厚生労働省が眼鏡を掛けても視力が出ない弱視を予防するため、目のピントが合っているかを調べる屈折検査を3歳児健診に導入するよう全国の市区町村に促す方針を発表しました。このことから、本町の3歳児健診の視力検査用に、弱視等の早期発見に向けた屈折検査機器の導入を検討すべきと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、7番議員の質問にお答えをしたいというふうに思います。

質問も長かったというお話ありましたが、私の方も現場の保健師が、本当に子育て支援充実のためにしっかりやっている状況も理解をしていただきたいと思います。そして、少し健診等の内容などを含めながら、詳しく説明をさせていただきたいと思えます。

まず、3歳児健診についてご説明をさせていただきますけれども、母子保健法の改正により、平成9年から市町村に権限移譲されておりまして、運動機能、視聴覚などの異常、精神発達の遅れのある児童を早期に発見し、適切な指導を行い、生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養及び育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図ることを目的に実施をしております。

受診率は、ほぼ100パーセントということになっており、これもしっかり連絡をとっている関係から100パーセントというふうになっております。特に視覚検査は、この機会を逃すと、今ほど質問にありましたように、就学時健診まで検査は実施しないため、保護者に対しまして、視覚検査の重要性を啓発しながら、必ず検査を行うように勧奨しております。

本町における視覚検査は、視力検査キットを事前に送付し、家庭で実施していただき、保護者が問診票に結果を記入する方法で行っております。視力検査の精度を向上させるため、保護者に対して家庭での検査が視覚異常の早期発見に大切な機会であることを啓発するとともに、検査キットも今ほどの質問にありましたように、C形のあれではなく、魚だとか花だとか、いろいろ見る物も工夫をしながらより分かりやすいものを活用し、適切に検査できるように工夫をしているところであります。

また、家庭で視力検査が出来なかった場合は、健診会場で実施をいたしますが、それでもできなかった時は、後日、家庭での実施確認を行い、必要に応じて担当の保健師が訪問で実施をしてございます。

3歳児健診時には家庭の検査の確認のほか、日常の見え方や気になることの聞き取りをした上で、その結果を踏まえ、眼科での精密検査をお勧めしており、眼科受診後もその結果把握と必要な事後指導や相談を行い、視力や屈折異常等の早期発見に努めているところであります。

なお、視力の精密検査の対象になった幼児は、過去5年間223人中、平成29年度は1人、平成30年度は2人、令和2年度は1人で、合計5人、2.24パーセントでありました。この内、精密検査の結果、異常なしが1人、軽い遠視、小児弱視、近視性乱視が各1人という状況になってございます。

ただいまご質問のありました屈折検査機器の導入についてでありますけれども、この機器に関しましてはご承知のとおり、直接視力の計測ができる機器ではなく、屈折や瞳孔径、瞳孔間の距離を測る機器で、目の診察、問診、視力検査に併用するスクリーニング機器として勧められているもので、弱視等の早期発見には一定の効果があるものと認識はしております。

日本眼科医会も3歳児健診における屈折検査を推奨しており、厚生労働省も今ほど質問の中にありましたように、令和4年度の予算要求におきまして、機器整備を進める方針とのことですので、本町も導入に向けて検討を進めてまいります。

なお、導入に関しましては、現在の3歳児健診全体の健診体制、人員さらには検査実施場所の確保の課題など整理し、また、導入済みの近隣市町の状況も確認するとともに、3歳児健診に携わる医師の意見も聞きながら総合的に判断しながら進めてまいりたいということを申し上げ、7番議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま町長のご答弁では、令和4年度から屈折検査機器導入に向けて検討を進めて下さるというお答えでございました。

再質問といたしましては、検査が導入された場合の検査対象の子どもさんの拡大緩和について、可能かどうかという点をお伺いしたいと思います。

令和4年度から屈折検査を受けることになった場合、すでに今年中に3歳児健診を終えてしまっているとか、あるいは4歳以上になっているなどの理由で屈折検査を受けていない子どもさんが現れます。そういったお子さんも、保護者の希望があれば検査対象に加えることができないでしょうかということをお伺いしたいと思います。

母子保健事業における乳幼児健康審査は、ただいま町長がおっしゃいましたように、3歳1、2カ月児健診が最後で、この後は屈折検査を受ける機会がありません。そういったことから、是非、対象拡大して弱視の早期発見をはかってはいかかなというふうに思います。ほかの自治体で3歳児健診を受けてから本町に転入してきた世帯の子どもにも、是非、検査を拡大することはできないでしょうか。

本町の定住対策事業の定住助成を受けられた世帯のうち、町外から転入してきた未就学児の状況を調べさせていただきました。

令和元年度は、0歳児から6歳までの子どもが22名、うち3歳児が5名、4歳児が4名、6歳児が3名、令和2年度は22名のうち、3歳児が9名、4歳児2名、6歳児2名、令和3年度は、8月23日時点で5名中4歳児が1名という状況にあります。

住宅を建築あるいは中古住宅を購入して定住助成金を受けた世帯の子どもだけでもこの人数でありますので、このほかにも公営住宅や民間の賃貸住宅へ転入してきている世帯もあります。本町に転入してくる前に、転入前の自治体で3歳児健診を受け終えた子どもさんも屈折検査を受けられるよう対象を拡大していただきたいと思いますが、この件についてお考えをお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今ほどの質問の内容について、今すぐ即答をできる環境にはないことをまずもって先に申し上げたいというふうに思います。

それは、先ほどの最初の答弁の末尾に言ったように、今の健診体制の中でどのように今後進めていくのか、また、ドクターの状況、人員配置、それと、施設の整備などを含めながら、いろいろな環境整備が必要になってまいります。

そして、現在の3歳児健診においても年6回ほどやっていますが、保健師の年間のいろいろな健診体制、それから町民の人間ドックというのですか、いわゆる健康診断なども、本当に休み無しにやっている状況にあります。そういった中で、今後、どのような体制が確保できるのかということも、今すぐこれができるということになるという答弁はできませんけれども、全体的なそういう状況を鑑みながら、しっかりと視力検査の重要性は認識しておりますので、その辺を検討を加えていきたいというふうに思っております。

特に今ほどの質問にありましたように、元年、2年、3年の転入者の増の状況は、私も捉えていて、今も更に未就学の子どもたちが転入している状況は、私も掌握している状況になっております。

そういう状況の中で健診のあり方ということも、当然、転入する前の町でほとんどのことはやっていることはありますけれども、この視力検査等についても、それぞれの町、違う町から新十津川に入ってきた時の、そういう状況なども違ってくるのではないかなということもありますので、そういう状況もどういうふうに把握して、新十津川町に来た時の検査体制をどうしていくのか、先ほど冒頭で質問にありました4歳、5歳のそういう年齢の方々の対象も同じでありますけれども、そういう人員体制だとか、総合的に考えた中でどうできるかっていうことを十分勘案しながら、体制、整備などを考えて実施をしていきたい

というふうに考えております。

ですから、今の3歳児健診の部分については、先ほどのとおり実施をするということは明言できますけれども、それ以外のものについてどういうふうにしていくのかということは、今後、総合的に判断をさせていただきたいということで答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問ございますか。

はい、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） ただいま町長からは再質問へのご答弁は、総合的な判断をされてからということでのお返事でした。再々質問としましては、やはり厚労省通達を待たずとも、こういった屈折検査の成果、そういったものをきちっと本町独自で調査を進めて、独自の単費で導入することを検討できないかということで更にお伺いしたいと思います。

厚労省が4年度から3歳児健診に屈折検査の導入を進めて、機器を購入する自治体に購入費用の2分の1を補助するという方針を示したということは、現在の健診体制では、弱視を見逃してしまう可能性があるということ指摘しただけにとどまらず、各自治体が保健センター等で独自に屈折検査を使って行う検査の効果を認めて推奨しているということが分かります。

そのひと月前の7月には、日本小児眼科学会、日本弱視斜視学会、日本視能訓練士協会が監修して、日本眼科医会が3歳児健診における視覚検査マニュアル、屈折検査の導入に向けてを発行しました。マニュアルは30年ぶりです。

自治体が3歳児健診を行う際に、眼科医や視能訓練士による健診を行っている自治体というのは、やはり眼科医の確保、また、保健師さんの確保もありまして、大変少ない状況にあります。一方、保健師さんが屈折検査機を使って検査をするという自治体が増えていっています。屈折検査機にもさまざまな種類がありまして、それぞれの性能や利点等は広く公開されていて全国的によく知られております。特に眼科医や視能訓練士のような専門職以外の方でも検査ができる機器は、非常に高くなっています。

子どもさんが自分の見え方をうまく説明できなかつたり、例えば、じっとしてられないですとか、なかなか理解できないとか、発語が少し遅めであるといった場合にも、保健師さんが首から下げた手持ちの検査機器で写真を撮るように子どもに向かうと、わずか数秒で近視、遠視、乱視などの程度や斜視の有無を調べて、弱視のリスクを判定できて適切な治療につなげるという検査機器は、子どもの絵カードへの接触ということもなくなりますし、感染症対策になるということで、かなり導入が進んでいる状況になります。

このたび厚労省が方針を示したことで、日本眼科医会が30年ぶりにマニュアルを改訂したということで、検査機器の導入に一層の拍車がかかるということは十分予想できますし、品薄状態から購入時期が遅くなることも心配されるということが言われています。

このことから、再々質問として1点伺いますが、本町の3歳児健診は、毎年、先ほど町長教えてくださいましたように年6回ございます。令和2年度の年間対象者は59人です。元年度が32人、平成30年度は48人、だいたい健診1回当たりの受診人数は10人に満たない状況であります。機器1台の購入で済みます。

国の補助金がなくても、例えば、本町の子どもゆめ基金、令和3年5月末現在高3億5,894万6,443円、こういった基金などを活用して来年といわず早期に導入できるように検

討を早く進めていただきたいと思います。その点に関しては導入いかが考えますでしょうか、お願いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 再々質問の答弁をさせていただきます。

今、国の厚生労働省の方で2分の1以内の補助をするということが概算要求に示されておりますので、今ほどの質問の中では、そういった中でも子どもゆめ基金を全額使っているのではないかというふうに、ちょっと聞き取れた部分もあるのですが、やはり、そういう新しい補助制度ができた時には、補助制度を有効に活用していくことの方が、町民の、いわゆる、財産ですから、基金であっても、その財産の有効利用になりますから、やはり補助金があるものについては補助金を有効利用して整備する。そうやって今までも進めてきたので、行財政改革のそういう財源として基金が一定のものが確保されているということでもありますから、導入する際には、補助金、そして、その補助金の残りはこどもゆめ基金という部分を抱き合わせて活用することはありますけれども、やはり双方、有利な財源を確保しながら整備をする、いわゆる、子どもゆめ基金の単独だけで整備するということは、この事業では考えておりません。

それと、再々質問の中でいろいろ話をされましたけれども、もう少し言わせていただきますと、この導入については、総論的には非常に私もこの3歳児健診の中でやっていくことは良いと思うのです。総合的にいろいろ勘案するという中で、3歳児のお子さんというのは、やはりいろいろ感受性が高くなったり、親御さんがいない時に、この検査は少し薄暗いところではないとできないんですね、それで先ほど環境的なことを考えてしなければならないということも言ったのは、その一つなんですね。そういった時に、子どもさんが適切にそのことを答えてくれるかということの状況も、やっぱり先に導入している市町の状況を鑑みて、どういうふうに整備をして、導入して環境を整えていくのが良いのかということを確認した上で進めていきたいということでもありますし、また、うちの町は1回10人くらいでありますけれども、隣の町を見ていくと、半分以下の人数ということもなってますので、そういった時には、いろいろ共同して進めるということもないわけではないということもありますので、そこはどこも話はしておりませんが、そういうこともあるかもしれませんので、いろんなこの整備については、条件だとか連携だとか、そういったものを進めながら環境整備をして、確実に子どもたちにこの屈折検査が良い状態で進められるように判断をしながら進めていきたいということでもありますので、そのことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） それではよろしいですね。

以上で、西内陽美君の一般質問を終わります。

次に、5番、小玉博崇君。登壇の上、発言を願います。

〔5番 小玉博崇君登壇〕

○5番（小玉博崇君） それでは、議長の指示がございましたので、一般質問をさせていただきます。

まず一つ目の質問ですけれども、住宅耐震化促進の取組について、町長に質問をさせていただきます。

地震による住宅、建築物の倒壊等の被害から人命を守るため、本町では平成23年度に新十津川町耐震改修促進計画を策定し、その後5年ごとに見直しを行ってきております。

平成28年度からスタートしました現計画は今年で最終年となり、これまで耐震診断、耐震改修工事、解体工事への助成金を交付してきておりましたが、これまでの助成の実績におきましては、解体工事への助成件数が令和2年度まで総数で85件となり、ここにつきましては、新十津川町の空き家対策の面でも大変大きな効果があったというふうに評価されます。

ただし、耐震診断及び耐震改修工事への助成実績というのは、残念ながら0件というふうになっております。

今後、この新しい計画策定に向けてこれから動き出すと思いますが、今後、住宅耐震化の促進に向けて、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） それでは、5番議員のご質問にお答えをいたします。

本町の住宅耐震化等助成事業は、耐震改修促進計画に基づき、平成24年度耐震診断、耐震改修、省エネ改修を助成対象とする安心すまいる助成事業として開始をいたしました。

平成28年度には、住宅の省エネ改修を助成する安心すまいる事業と、耐震診断、耐震改修に住宅解体工事を加えた住宅耐震化等助成事業に分割し、それぞれ利用しやすい事業となるよう助成内容の見直しを行い現在に至っております。

現在の住宅耐震化等助成事業のうち、耐震診断、耐震改修の助成内容につきましては、耐震診断では助成率3分の2、上限額4万円、耐震改修では助成率5分の1、上限額100万円と空知管内でも最も条件が良いものとなっております。

また、住宅解体工事の助成件数は、令和元年度の26件をピークとして例年十数件の実績があり、町の住宅耐震化率の向上と空き家対策等に貢献しているところではありますが、耐震診断、耐震改修の助成については、今ほどの質問にありましたように、現在のところ実績がない状況にあります。

この状況を空知管内の近隣市町で見ても、近年10年間は同じように管内で実績はないということがございます。

このような状況の中、平成28年度の耐震改修促進計画見直しに併せて、ハザードマップと住宅耐震化等助成事業を紹介するパンフレットを全戸に配布し、広くお知らせを行ったところがございます。

また、住宅の町外所有者に対して、住宅解体助成やリフォーム助成を紹介したパンフレットを固定資産税の納税通知書に同封する取組みを行っているところがございます。

しかし、本町を含む空知管内は、道内でも地震の少ない地域であるため、住宅の耐震改修に対する必要性を感じる方が多くはないと考えられてる中、耐震化されていない住宅の所有者には、ご高齢の方も多く、住宅の耐震改修や建替えにはあまり積極的ではないように見受けられます。

住宅は個人の財産であり、自分の命と財産を守るという所有者ご本人の意識が深まらないうと、耐震改修も進んでは行かないものと考えております。

今後、新耐震基準導入前の住宅、いわゆる昭和56年以前に建てられた住宅に対する耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について、所有者に対して理解が深められるよう耐震化に特化したパンフレットを作成し、固定資産税納税通知書に同封するとともに、町の広報やホームページを活用し、きめ細やかで、かつ、積極的なPRを継続することを申し上げ、5番議員さんの質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） 今ほど町長のお話がありましたとおり、やはり全国的に見ても耐震診断や耐震改修、なかなか進まない一つの大きな理由に、経済的な問題も含め、今おっしゃられた、必要を感じない、意識がなかなか上がってこないという緊迫感を持つことがなかなかできないということが、かなり大きいのかなっていうふうにも思われます。

また、昭和56年以前のお家であれば、その先もあまり長く住まないしとかいろいろな理由があって、この耐震診断及び耐震改修工事というのはなかなか進まないのかなというふうに思います。

ここでご提案なのですけれども、解体、それは住んでいない古いお家が解体される、これも一つの耐震化率を上げる一つにはなっておりますが、やはり、古い家で現在継続して住んでいる家こそ、やはり本来であれば耐震改修が必要なのかなというふうに感じます。

まずは、そのためには耐震改修の入口となる耐震診断がまず大事であって、この診断を受けたからといって、すべて昭和56年以前の建物が全部耐震改修が必要となるかどうかというのは限らないということですので、まず診断を受けていただくことが大事なのかなというふうに思います。

そこでやはり、いつどこで起きるか分からない地震に備えて、本町においてはこの耐震率を上げるために、是非、耐震診断につきましては無料で受けられるような対策、また、今おっしゃっていたリフォーム助成、これについては、かなりの件数がこの助成を使用しておりますので、そのリフォーム助成を使う物件において、また、昭和56年以前の物件につきましては、こういった耐震診断を必ず行う、そういった少し力強い政策をこの先新しく作る耐震化計画の方に盛り込んではいかがかというところをご提案申し上げたいと思いますが、この件に関して町長のお考えをお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 今ほど耐震診断を先にすることが次のステップアップになるのではないかという提案かというふうに受け止めております。

ただ、耐震診断と次の耐震改修というのは、これリンクしているというか、結びついていく内容になっておりまして、耐震診断を受けて、いわゆる耐震改修が必要ですよというふうになったら、次、耐震改修をしなければならぬ状況になります。そういった環境になっておりますので、安易に耐震診断を先行してやると、その分の3分の2の補助金が返還しなければならないとか、そういうことになってまいりますし、逆に町が全額で投入してやるといふ提案であればそういうことになりますけれども、町が全額それを投入するということになれば、逆に、今56年以前の全戸で手上げするということも想定されます。

そうなってくると、耐震改修をしない住宅の方まで、町の方で全部診断費を出さなけれ

ばならないという、そういう課題も出てきますので、耐震診断をすることのメリットとそうでない、いわゆる、解決をしなければならない点と両方なってきましたし、実際の所有者自らが、昭和56年以前の所有者が、今後その住宅をどうするかという考え方があって、次どのように進めていくのかというのを検討していかないと、耐震診断、耐震改修との流れが円滑に進んでいかないとということになってまいりますので、そのことを提案でありますけれども、今の段階ですぐそのことを実施できるという状況にはないことを申し上げたいというふうに思います。以上です。

○議長（笹木正文君） 再々質問はございますか。

はい、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） 確かに無料にするとですね、昭和56年以前の建物は全部とりあえず、今後使わなくなるかもしれないけれども耐震診断だけでも受けておこうみたいな、そういう状況には確かになるかなと思いますけれども、耐震診断をやっぱり行わなければ、耐震改修にもつながらないのかなというふうに思います。そういったことで、確かに無料にするっていうご提案をさせていただきましたけれども、今一度例えば、安心すまいる事業、これはリフォーム事業ですからこの先も住み続けるということが前提になると思います。

例えば、先ほどもちょっとお話しましたけれども、このリフォーム助成を受けるか、その対象物件が昭和56年以前の部分については、必ずその耐震診断を行うというような取組をしてはどうかなと思うのですが、その件に関してはいかがでしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 今、新十津川の中では、町内に住宅があって、町のホームページで空き家情報を出すと、非常に円滑に空き家が次の所有者に移り変わるというふうに、町内の空き家を求める方も非常に多い状況になっておりまして、56年以前の住宅も違った所有者に移り変わった方もいる状況には今あります。

ただ、将来を見据えたときに、今の人口は一定程度維持をしておりますけれども、将来的にはやっぱり日本全国で人口減少の時代になってまいります。そういったときに、いろいろ街場の住宅だとかの環境を見ていく時に、今ほど質問あったように、住宅が崩壊するような状態で崩れる寸前の状態でおいておくというのは、非常に街並みとしても不安視されますし、隣近所の人たも環境として心配する部分が多くあるというふうに思います。

そういった中で、今すぐということではありませんけれども、今は一定程度、新十津川に住宅をホームページにアップすると、非常に安定的に次の所有者に移り変わっていくことは事実でありますので、ただ、将来的に見た時には、今提案したようなこと、そして、私としても、その住宅をどのようにうまく活用するか、その住宅を活用する方法と解体せざるを得ない方法と両方出てくると思います。そういったことはやっぱり考えておりますけれども、今すぐそのことに手をつけるかという部分では、十分今の状況を鑑みて、将来的にそういったことのタイミングが良い時期になれば、そういったことも十分いろいろなことを考えて対応をしていかなければならないというふうに思っております。

そのことは将来的に考えておりますけれども、今の段階ですぐ実施ということではないと申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） はい、よろしいですね。

それでは、次の質問に入ってください。

〔5番 小玉博崇君登壇〕

○5番（小玉博崇君） それでは、二つ目の質問をさせていただきます。

ふるさと公園を軸とした観光の資源の創出について、ご質問をしたいと思います。

令和5年5月のグランドオープンに向け、ふるさと公園のリニューアル工事が、現在計画的に進んでいます。

ふるさと公園は新十津川町観光の目玉となり、町内外から多くの方が訪れ、まちの活性化につながることを期待されております。

今一度、観光資源の発掘、創出を行い、町の魅力が複合的、有機的に組み合わせることで、ふるさと公園を軸とした本町の魅力向上を図ってはいかがでしょうか。

今後、新しくなるふるさと公園を生かした更なる観光振興をどのように行うのかを伺いたしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、5番議員さんの二つ目の質問にお答えをさせていただきます。

ふるさと公園の再整備につきましては、町の観光振興計画の主要施策を受けて策定したふるさと公園再整備基本計画に基づき、今年度及び来年度の2か年に工区分けをしながら整備を進めております。

ちなみに、内容を少し付け加えさせていただきたいと思っております。

第1工区である今年度の整備につきましては、キャンプ場のリニューアルと展望デッキの造成を中心に整備を進めているところであります。

来年度の第2工区につきましては、大きく3つの施設整備が中心となる計画でございます。

一つ目は、小学生が利用の中心になるだろうと見込まれる大型のネット遊具の設置であります。

二つ目は、就学前のお子さんから楽しめる水景施設で、噴水を備え水遊びができ、近くには保護者が快適に見守りできるような庇のあるベンチを配置いたします。

三つ目は、トイレを含む休憩施設であります。存在感のある大屋根空間の下で来場者が一休みできたり、持参したランチを楽しんだりできるような場所を設け、休日やイベント時には飲食店などに出店いただけるようなスペースとしても考えております。

5番議員がおっしゃるとおり、今回のリニューアルを機に、町内外から多くの方が訪れることが見込まれることから、かぜのびや開拓記念館など既存の観光資源との結びつきを一層高めるとともに、特色のある美味しい飲食店をPRするなど、ふるさと公園を核にした町全体の活性化を進めていきたいと考えております。

そのようなことから、町外からの誘客につきましては、PRに注力していく必要があり、ホームページのほか、全道向けの新聞広告やテレビコマーシャル、都市部で配布されているフリーペーパーや観光情報紙への掲載など、さまざまな媒体の中で、より効果的な手法

を検討していきたいと考えております。

なお、公園施設の充実に伴い、既存の公園内施設や町内事業所との連携が今まで以上に重要になります。

公園内の既存の宿泊施設や体育施設は、それぞれに目的を持った別々の施設ではありませんけれども、ふるさと公園を構成する同じ仲間として相互に協力し、来園者に対するおもてなしを向上をさせ、公園の魅力をさらに高めていく必要があると考えております。

一つ例をあげれば、ネット遊具を整備する場所は、グリーンパークしんとつかわの真裏、東側に当たりますので、遊具を目当てに遊びに来た人でも、トイレや休憩できるグリーンパークの東側の出入口から気軽に施設を利用できる環境づくりであったり、逆にグリーンパークの利用客に対して、遊具や展望デッキをはじめとする公園の各施設を案内していただくなど、相互に紹介し合うことや利用できる機能を補完し合うことで、来園者へのサービスや公園の魅力の向上に繋がっていくものと考えております。

そして、現在の観光振興計画は、来年度が最終年であり、令和5年度からの次期計画を策定する年になります。

これまで説明をさせていただきました、ふるさと公園を軸とした施設間の連携、情報発信、サービスの向上などにつきまして、次期計画を策定していく中でも検討を加え、町の魅力向上に繋がる内容として、一層の観光振興を図っていきたいことを申し上げ、5番議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○5番（小玉博崇君） ふるさと公園が新しくなって、たくさんの方がふるさと公園に訪れた時に、ただふるさと公園だけで終るのではなくて、町内の様々な施設、観光資源と触れ合うことで、まちの魅力をもっともっと知っていただくという取組みは本当に大事ななというふうに思っております。

特に今の観光振興計画においても、ふるさと公園の魅力向上という項目には、横断的な連携というところが一つの取組内容になっておりますので、この件は本当に、かなり力強くすることで効果があるのかなというふうに思っております。

そこで一つご提案なのですけれども、ご提案とお願いというところで発言させていただきたいと思いますが、現在、ふるさと公園に今キャンプ場も整備されて、たくさんの方がキャンプに来られると思います。その方々が町内に足を運んでいただく、また、町内のほかの観光資源に足を運んでいただくということを、やはり取組の一つとして考えた時に、現在、町内にはサイクリングロードがあります。

これは、ふるさと公園近くまで伸びているものなのですが、現在、このサイクリングロード、ちょっと道も荒れていたりとか、周りの草木がかなりうっそうとして、ちょっと心地良く走るという状況にはないのかなというふうに思いますが、こういったまちにあるこのサイクリングロードも一つの観光資源と捉えて、是非、このふるさと公園を軸とした観光資源の創出の一つとして、是非、整備をしていただきたいなというふうに思っております。

現在、北海道においても、北海道自転車条例というのができて、非常に自転車は健康的で、また、エコで、また、環境に優しいということで、子どもから高齢者、誰もが楽しめる

る一つのツールになっております。そういったことで、新十津川町においてもサイクリングで町内各所に回って歩いていくことで、先ほど言ったまち全体の活性化にもつながるのかなというふうに思います。

そういったことから、サイクリングロードの整備と併せまして、町内でサイクリングロードを活用しPRするような観光マップに、そういったサイクルロードみたいなものを加えてはいかがかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

ふるさと公園内には小規模なサイクリングロードがあるほか、パークゴルフ場の北側の総富地川沿いから石狩徳富河川緑地にかけてサイクリングロードが整備がされております。

この総富地川沿いのサイクリングロードは、春から秋にかけて自転車や散歩などご利用していただいている方が多くいらっしゃいます。

しかしながら、今ご指摘のあったとおり、サイクリングロードについては30年近く整備から進んでおり、傷んでいる状況も多くあります。そういった中で、毎年一定程度、草刈りだとか倒木処理をしておりますけれども、まだまだそういう快適にという環境にはないのも実体として受け止めております。

今年度の予算のときにもいろいろ整理できるかどうかということも検討を加えたのですが、全体的に少し破損箇所も多いことから、今年度、再点検を今しているという状況になってございまして、来年度において、自転車や散歩などの利用者が安心して、このふるさと公園の整備に行く経路として選択していただけるように、サイクリングロードの整備については修繕をする予定であることを申し上げたいというふうに思います。

また、今提案ということでございましたけれども、サイクリングロードマップというお話でありますけれども、ふるさと公園のリニューアルに合わせて観光パンフレットの更新も必要不可欠でありますので、そういった整備の中に今回のサイクリングロードも利用する方、また、散歩をする方に合わせてそのこともお知らせできるように、観光パンフレットの中に盛り込んでいければなというふうに思っております。

また、先ほど施設間の横断的な連携というふうに、今の観光振興計画の中に入っております。この言葉の中には、今ふるさと公園内の横断的な連携という表現が中心になっておりますけれども、これを先ほど、かぜのびだとか開拓記念館という部分では、ふるさと公園内施設だけではなく、町内の資源となるいろんな施設との町内の横断的な連携、飲食店も含めてという部分で、そういった部分の観光振興計画にレベルアップというのですか、グレードアップをしていく必要があるのではないかなというのを私も考えております。

そういったことで、来年、その計画づくりをすることも申し上げ、再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問ごはございますか。

以上をもちまして、一般質問を終了いたしたいと思っております。

ここで、14時まで休憩といたします。

(午後 1 時50分)

○議長（笹木正文君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

（午後 2 時00分）

◎一括上程の議決

○議長（笹木正文君） ここで、お諮りいたします。

次に上程いたします日程第19から日程第23までの案件につきましては、関連がございますので、一括して上程をいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第19、認定第1号、令和2年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第23、認定第5号、令和2年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、一括議題とすることに決定をいたしました。

◎認定第1号から認定第5号の上程、概要説明、質疑、委員会付託

○議長（笹木正文君） それでは認定第1号から認定第5号につきまして、提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま認定第1号から認定第5号まで一括上程いただきましたので、会計ごとに提案内容を申し上げます。

それでは、61ページをお開き願います。

認定第1号、令和2年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、令和2年度新十津川町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、一般会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。金額。

歳入総額99億2,447万3,465円。

歳出総額96億6,081万2,265円。

歳入歳出差引残額 2億6,366万1,200円。

うち基金繰入額 1億3,131万1,200円。

2、一般会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、財産に関する調書、別冊。

5、町債の現在高と償還額、別冊。

続きまして、63ページをお開き願います。

認定第2号、令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。金額。

歳入総額 2億9,754万2,139円。

歳出総額 2億9,218万6,712円。

歳入歳出差引残額535万5,427円。

うち基金繰入額 0円。

2、国民健康保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、財産に関する調書、別冊。

次に、65ページをお開き願います。

認定第3号、令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。金額。

歳入総額 1億2,116万21円。

歳出総額 1億2,110万6,721円。

歳入歳出差引残額 5万3,300円。

うち基金繰入額 0円。

2、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

続きまして、67ページをお開き願います。

認定第4号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、下水道事業特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。金額。

歳入総額 1億8,963万8,320円。

歳出総額 1億8,957万3,320円。

歳入歳出差引残額 6万5千円。

うち基金繰入額 0円。

2、下水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、財産に関する調書、別冊。

5、町債の現在高と償還額、別冊。

続きまして、69ページをお開き願います。

認定第5号、令和2年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、令和2年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。金額。

歳入総額3,373万929円。

歳出総額3,373万929円。

歳入歳出差引残額0円。

うち基金繰入額0円。

2、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、町債の現在高と償還額、別冊。

なお、各会計決算概要につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、各会計の決算概要について説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） それでは上程いただきました認定第1号から第5号までの令和2年度一般会計ほか4つの特別会計の決算概要につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の各会計決算書、1ページをお開き願います。

総括概要でございます。

新型コロナウイルス感染症の猛威によって、令和2年度の町政執行は多くの事業で縮小、延期、中止をせざるを得ない状況となりました。

このような状況にありながらも、町政執行方針で示した主要施策の実現に向け、スマート農業の促進、子育て支援と教育を核とした人口減少抑制、札沼線廃線後のまちづくりなど、工夫、改善して実施をし、また、役場新庁舎や熱供給センターの建設、札沼線跡地整備、小学校の前庭整備などのハード事業も計画的に実施をいたしました。

新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、衛生用品設置、空調設備更新など予防対策事業のほか、高齢者世帯や子育て世帯への生活支援、商工業者への補助など経済対策支援も行いました。

歳入については、町税等の適正な賦課、徴収、国、道支出金の積極活用、交付税算入率の高い地方債選択、基金の効果的運用など有利で確実な財源確保に努めました。

令和2年度は、庁舎、熱供給センター建設など地方債が増えましたが、規律ある財政運営に努め、持続可能なまちづくりを行ってまいります。

2ページ、3ページをお開き願います。

各会計別の決算の状況につきましては、2、会計別決算総括表でお示しをさせていただきます。

一般会計。

歳入。

予算額102億7,880万1千円、調定額99億3,320万6,809円、収入済額99億2,447万3,465円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額40万4,229円で、内訳は町民税4万6,952円、固定資産税35万7,277円でございます。収入未済額832万9,115円、内訳を申し上げますと、まず、1款町税が505万9,601円で、その内訳は、町民税2万3,535円、固定資産税497万1,680円、軽自動車税6万4,386円でございます。14款使用料及び手数料297万8,014円で、これは、公営住宅使用料でございます。21款諸収入29万1,500円で、これは、貸付金元利収入のうち育英事業貸付金収入でございます。予算に対する増減は3億5,432万7,535円の減、執行率96.6パーセント、収入率99.9パーセントでございます。

一般会計。

歳出。

支出済額は96億6,081万2,265円、翌年度繰越額3億4,458万1千円、これは、2款1項5目負担金補助及び交付金で2億1,611万4千円、3款1項1目社会福祉総務費、備品購入費で5,830万円、9款1項2目水防費で2,000万円、3目災害対策費で746万5千円、10款3項1目学校管理費で4,270万2千円でございます。不用額2億7,340万7,735円、執行率94.0パーセント、歳入歳出差引額2億6,366万1,200円となります。

続きまして、国民健康保険特別会計。

歳入。

予算額2億9,335万4千円、調定額2億9,858万5,538円、収入済額2億9,754万2,139円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額27万200円は国民健康保険税分、収入未済額77万3,199円は一般被保険者国民健康保険税でございます。予算に対する増減は418万8,139円の増、執行率101.4パーセント、収入率99.7パーセント。

歳出。

支出済額2億9,218万6,712円、翌年度繰越額ゼロ、不用額116万7,288円、執行率99.6パーセント、歳入歳出差引額535万5,427円となります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計。

歳入。

予算額1億2,183万7千円、調定額1億2,112万5,321円、収入済額1億2,116万21円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額ゼロ、収入未済額3万4,700円の減額、予算に対する増減は67万6,979円の減、執行率99.4パーセント、収入率100.0パーセント。

歳出。

支出済額1億2,110万6,721円、翌年度繰越額ゼロ、不用額73万279円、執行率99.4パーセント、歳入歳出差引額5万3,300円となります。

続きまして、下水道事業特別会計。

歳入。

予算額1億9,112万2千円、調定額1億9,091万8,097円、収入済額1億8,963万8,320円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額972円で、これは、下水道使用料でございます。収入未済額127万8,805円で、この内訳は、1款1項1目受益者負担金122万400円、2款1項1目の下水道使用料5万8,405円でございます。予算に対する増減は148万3,680円の減、執行率99.2パーセント、収入率99.3パーセント。

歳出。

支出済額1億8,957万3,320円、翌年度繰越額6万5千円、不用額148万3,680円、執行率99.2パーセント、歳入歳出差引額6万5千円となります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計。

歳入。

予算額3,464万6千円、調定額3,376万8,173円、収入済額3,373万929円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額ゼロ、収入未済額3万7,244円で、これは、下水道使用料でございます。予算に対する増減は91万5,071円の減、執行率97.4パーセント、収入率99.9パーセント。

歳出。

支出済額3,373万929円、翌年度繰越額ゼロ、不用額91万5,071円、執行率97.4パーセント、歳入歳出差引額ゼロとなります。

次に、各会計の決算概要についてでございますが、まず初めに、一般会計の決算の概要についてですが、11ページに記載をしております（1）決算の概要のとおりとなっております。

実質収支につきましては、200ページにございます調書のとおりでございます。

以上が、一般会計決算の概要でございます。

次に、国民健康保険特別会計の決算の概要についてでございますが、201ページに記載をしております（1）決算の概要のとおりでございます。

実質収支につきましては、222ページの調書のとおりとなっております。

以上が、国民健康保険特別会計決算の概要でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算の概要についてですが、223ページに記載をしております（1）決算の概要のとおりでございます。

実質収支につきましては、238ページの調書のとおりとなっております。

以上が、後期高齢者医療特別会計決算の概要でございます。

次に、下水道事業特別会計の決算の概要についてでございますが、239ページに記載をしております（1）決算の概要のとおりでございます。

実質収支につきましては、252ページの調書のとおりとなっております。

以上が、下水道事業特別会計決算の概要でございます。

次に、農業集落排水事業特別会計の決算の概要についてでございますが、253ページに記載をしております（1）決算の概要のとおりでございます。

実質収支につきましては、264ページの調書のとおりとなっております。

以上が、農業集落排水事業特別会計決算の概要でございます。

以上、一般会計ほか4特別会計の決算の概要についてご説明を申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、認定第1号から認定第5号までの提案理由及び概要の説明を終わります。

ここで、監査委員から審査の結果報告をお願いします。

岩井代表監査委員。

〔代表監査委員 岩井良道君登壇〕

○代表監査委員（岩井良道君） 議長のご指示をいただきましたので、令和2年度の審査結果を報告いたします。

意見書1ページをお開き願います。

1、審査の対象、2、審査の期間、3、審査の方法につきましては、記載のとおりでございますので省略をさせていただきます。

次に、4、審査の結果について申し上げます。

審査に付された令和2年度の各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令の様式を備えており、これらに表示された計数は、正確で内容も適正であると認められたところでございます。

また、予算の執行及び行財政運営についても、総じて適切であると認められたところでございます。

次に、5、決算の概要につきましては、記載のとおりでございますので省略をさせていただきます。

10ページをお開き願います。

6、審査意見について申し上げます。

最初に一般会計でございますが、決算額等につきましては記載のとおりですので省略し、中段から記載しております意見について述べます。

収入及び支出は、いずれも合法的に行われており、実質収支においても黒字を達成しています。

総務省の令和3年版地方財政の状況の概要によると、主な財政指標となる令和元年度の経常収支比率は全国が93.4パーセントであるのに対し、本町は令和元年度77.3パーセント、令和2年度78.1パーセントとなっており、令和元年度の実質公債費比率においても全国が8.0パーセントであるのに対し、本町は令和元年度マイナス0.4パーセント、令和2年度0.5パーセントと、いずれも財政構造の弾力性を維持しております。

また、町税の収納率は、引き続き高い数値を維持しており、特に、個人町民税の収納率が100パーセント、公営住宅使用料においても、現年度分の収納率は99.21パーセントと高い数値を示しております。

このことは、納税に対する町民の意識の高さを表すとともに、徴収業務の組織的な取組の成果であるというふうに評価をしております。

一方で、滞納繰越額の収納率は、町税は7.03パーセント、公営住宅使用料においては12.66パーセントと低い状態にあります。引き続き、滞納者に対する納税意識の向上に努め、住民負担の公平性、公正性の観点に即して債権回収を継続されるとともに、納税猶予や処分等の執行に当たっては、新十津川町債権管理に関する条例に基づき、粛々と遂行されることを期待します。

次に、特別会計でございますが、決算額等につきましては、記載のとおりでありますので省略し、後段に記載しております意見について述べます。

各特別会計においては、引き続き、経費の節減を図るとともに、今後とも効果的、効率的な事業執行に努められ、健全な運営を目指していただきたいと思います。

最後に、むすびとして述べます。

一昨年12月に確認された新型コロナウイルス感染症は全世界に拡大し、未だに収束する

気配を見せず、地域経済や住民の生活に多大な影響を及ぼしています。新型コロナワクチン予防接種が進んではいないものの、感染しやすいデルタ株に置き換わり感染の拡大が進んでおり、予断を許さない状況にあります。今後も感染予防対策を徹底し、まん延防止に努めていただきたいと思います。

令和2年度からこれまで、多くの行事を中止せざるを得ない状況となっておりますが、コロナ禍における事業の推進方法を検討するとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当した感染予防対策事業を検証し、より効果的な感染予防を行えるよう施設、設備の整備を進めていただきたいと思います。

令和2年度は保育園管理運営事業委託料の積算錯誤による1,000万円超の予備費の充用や、新設した熱供給センター機械設備の不具合など大きな問題が発生したことから、チェック体制を強化するとともに法令遵守を徹底し、再発防止に努めていただきたいと思います。

行政執行の拠点施設となる新庁舎が完成し、今年5月に供用開始され、住民の利便性の向上が図られました。今後も健全財政を堅持しつつ、住民福祉の充実と向上を最優先とするまちづくりに取り組んでいただくことをお願い申し上げ、結びといたします。

以上で、令和2年度決算の審査意見とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 監査委員の審査報告を終わります。

これから、決算概要についてのみ質疑を行います。

質疑のある方は、発言を願います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第5号までの審査について、本日の日程第2で議会運営委員長から、決算審査特別委員会を設置し、審議を行うとの報告がございました。

本件につきまして、議会運営委員長報告のとおり決算審査特別委員会を設置し、審議を行うことといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会を設置することに決定をいたしました。

次に、決算審査特別委員会の構成についてですが、同じく議会運営委員長報告のとおり、議長を除く10名ということで決定いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の構成は、議長を除く10名と決定をいたしました。

特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、新十津川町議会委員会条例第8条第2項の規定により互選となっております。

この後、休憩をいたしますので、休憩中に決算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、暫時休憩といたします。

よろしくお願ひいたします。

(午後 2 時30分)

○議長（笹木正文君） 皆さんお集まりですので、休憩をとき、会議を再開いたします。
(午後 2 時33分)

○議長（笹木正文君） 休憩中に決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に長名實君。副委員長に進藤久美子君。

以上のおり互選された旨の報告がありました。

ただいま上程いたしております認定第 1 号から認定第 5 号まで、決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがいまして、認定第 1 号から認定第 5 号まで、決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎報告第 7 号の上程、説明、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第24、報告第 7 号、令和 2 年度新十津川町一般会計継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

報告及び内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました報告第 7 号、令和 2 年度新十津川町一般会計継続費精算報告書の報告について。

地方自治法施行令第145条第 2 項の規定により、別紙のとおり継続費精算報告書を調製し、報告する。

73ページをお開き願ひます。

令和 2 年度新十津川町一般会計継続費精算報告書となります。

庁舎の件 3 件及び防災行政無線の件 1 件の 4 事業について、全体計画、実績、比較としてあらわさせておりますので、お目通しいただきたく存じます。

以上を申し上げ、提案理由と内容の説明とさせていただきます。ご承認賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告及び内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第 7 号、令和 2 年度新十津川町一般会計継続費精算報告書の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第25、報告第8号、令和2年度新十津川町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告及び内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました報告第8号、令和2年度新十津川町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度新十津川町健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

健全化判断比率。

実質赤字比率、バー。

連結実質赤字比率、バー。

実質公債費比率、0.5。

将来負担比率、バー。

内容につきましては、別添の健全化判断比率算出資料にて説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告及び内容の説明を終わります。

ここで、監査委員から審査の結果報告をお願いいたします。

岩井代表監査委員。

〔代表監査委員 岩井良道君登壇〕

○代表監査委員（岩井良道君） 議長よりご指示をいただきましたので、令和2年度新十津川町各会計に係る健全化判断比率の審査意見を申し上げます。

審査意見書をご覧願います。

審査の概要でございますが、審査の対象、審査の期日、審査の手続きにつきましては、記載のとおりでございますので省略をさせていただきます。

次に、審査の結果について申し上げます。

1、総合意見。

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めるところでございます。

健全化判断比率の4指標について述べます。

実質赤字比率の早期健全化基準は、15パーセントとなっておりますが、令和2年度の一般会計等における実質収支額は、黒字決算となっておりますので、実質赤字比率は、算出されておられません。

次に、連結実質赤字比率でございますが、早期健全化基準は20パーセントとなっておりますが、令和2年度の一般会計、特別会計を合わせた実質収支額は、連結黒字決算となっておりますので、連結実質赤字比率は算出されておられません。

次に、実質公債費比率の早期健全化基準は25パーセントとなっておりますが、令和2年度の実質公債費比率は0.5パーセントであり、大きく基準を下回っております。

最後に、将来負担比率でございますが、早期健全化基準は350パーセントとなっておりますが、実質的な将来負担額がないことから、将来負担比率は算出されておられません。

2、個別意見につきましては、記載のとおりでございます。

3、是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項がないことを報告いたします。

以上で、各会計に係る健全化判断比率の審査意見とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 監査委員の審査報告を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第8号、令和2年度新十津川町健全化判断比率の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第26、報告第9号、令和2年度新十津川町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告及び内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました報告第9号、令和2年度新十津川町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度新十津川町資金不足比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

資金不足比率。

特別会計の名称。資金不足比率。

下水道事業特別会計、バー。

農業集落排水事業特別会計、バー。

内容につきましては、別添の資金不足比率算出資料にて説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告及び内容の説明を終わります。

ここで、監査委員から審査の結果報告をお願いいたします。

岩井代表監査委員。

〔代表監査委員 岩井良道君登壇〕

○代表監査委員（岩井良道君） それでは、令和2年度新十津川町公営企業に係る資金不足比率の審査意見を申し上げます。

審査意見書をご覧ください。

審査の概要でございますが、審査の対象、審査の期日、審査の手続きにつきましては、記載のとおりでございます。

次に、審査の結果について申し上げます。

1、総合意見。

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めたとおりでございます。

下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計ともに経営健全化基準は20パーセントとなっておりますが、令和2年度の実質収支額はともにゼロとなっておりますので、資金不足比率は算出されておられません。

2、個別意見につきましては、記載のとおりでございます。

3、是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項がないことを報告いたします。

以上で、公営企業に係る資金不足比率の審査意見とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 監査委員の審査報告を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第9号、令和2年度新十津川町資金不足比率の報告についてを終わり、報告済みといたします。

○議長（笹木正文君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議案調査及び決算審査のため、9月14日、午後2時まで本会議を休会したいと思います
が、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は9月14日、午後2時まで休会とし、9月14日、午後2時から再開
いたします。

それでは、本日の本会議は、これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時46分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和3年第3回新十津川町議会定例会

令和3年9月14日（火曜日）

午後1時22分開会

◎議事日程（第2号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 総務民生常任委員会審査報告

（委員会報告第2号）コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出を求める要望

第3 経済文教常任委員会審査報告

（委員会報告第3号）林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出を求める要望

（委員会報告第3号）コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書の提出を求める要望

第4 陳情第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出を求める要望

（討論及び採決）

第5 陳情第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出を求める要望

（討論及び採決）

第6 陳情第3号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書の提出を求める要望

（討論及び採決）

第7 議案第41号 新十津川町手数料徴収条例等の一部改正について

（質疑、討論及び採決）

第8 議案第42号 新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（質疑、討論及び採決）

第9 議案第43号 新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について

（質疑、討論及び採決）

第10 議案第44号 新十津川町ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

（質疑、討論及び採決）

第11 議案第45号 令和3年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）

（質疑、討論及び採決）

第12 議案第46号 新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会の共同設置に関する規約の変更について

（質疑、討論及び採決）

第13 議案第47号 新十津川町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

- (質疑、討論及び採決)
- 第14 議案第48号 新十津川町教育委員会委員の任命について
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第15 議案第49号 新十津川町公平委員会委員の選任について
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第16 議案第50号 新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第17 決算審査特別委員会審査報告
(委員会報告第4号)
- 第18 認定第1号 令和2年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(討論及び採決)
- 第19 認定第2号 令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論及び採決)
- 第20 認定第3号 令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論及び採決)
- 第21 認定第4号 令和2年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論及び採決)
- 第22 認定第5号 令和2年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論及び採決)
- 第23 発議第1号 新十津川町議会会議規則の一部改正について
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第24 発議第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第25 発議第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第26 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第27 発議第5号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第28 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員 (10名)

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

◎欠席議員（なし）

1番 井向一徳君

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	鎌田章宏君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 窪田謙治君

◎開議の宣告

- 議長（笹木正文君） 皆さん、決算審査特別委員会に引き続き、大変ご苦労さまです。ただいま出席している議員は、10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午後 1 時22分）

◎議事日程の報告

- 議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（笹木正文君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、4番、鈴木康裕君。5番、小玉博崇君。両名を指名いたします。

◎総務民生常任委員会報告、質疑

- 議長（笹木正文君） 日程第 2、総務民生常任委員会審査報告を行います。9月9日の定例会議におきまして、総務民生常任委員会に付託しております陳情第 2号の審査結果の報告を求めます。小玉総務民生常任委員長。

〔総務民生常任委員会委員長 小玉博崇君登壇〕

- 総務民生常任委員会委員長（小玉博崇君） 議長のご指示がございましたので、総務民生常任委員会審査報告をさせていただきます。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第94条及び第95条の規定により報告いたします。

議案等の番号、陳情第 2号。

件名、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出を求める要望。

審査結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

- 議長（笹木正文君） 報告を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎経済文教常任委員会報告、質疑

- 議長（笹木正文君） 日程第 3、経済文教常任委員会審査報告を行います。

同様に、9月9日の定例本会議におきまして、経済文教常任委員会に付託しております陳情第1号及び陳情第3号の審査結果の報告を求めます。

鈴木経済文教常任委員長。

〔経済文教常任委員会委員長 鈴木康裕君登壇〕

○経済文教常任委員会委員長（鈴木康裕君） それでは、経済文教常任委員会の審査報告をします。

本委員会に付託された陳情を、2件ございましたが、審査した結果、次のとおり決定しましたので、新十津川町議会会議規則第94条及び第95条の規定により報告します。

陳情第1号。

件名、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出を求める要望。

審査結果、採択すべきものとしました。

同じく、陳情第3号。

コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書の提出を求める要望。

審査結果、これも採択すべきものとしました。

以上で報告を終わります。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎陳情第1号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、陳情第1号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出を求める要望を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出を求める要望は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎陳情第2号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、陳情第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出を求める要望を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出を求める要望は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎陳情第3号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、陳情第3号、コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書の提出を求める要望を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号、コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書の提出を求める要望は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（笹木正文君） ただいま採択することに決定した陳情第1号、陳情第2号及び陳情第3号につきまして、意見書を審議する必要がございます。

議案配付のため、暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

〔議案配付〕

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

◎日程変更

○議長（笹木正文君） ここで、事務局長から日程の変更を申し上げます。
議会事務局長。

○議会事務局長（窪田謙治君） それでは、議事日程の変更について申し上げます。皆さまにお配りしております議事日程表をご覧ください。

日程第25の閉会中委員会所管事務調査申し出についてを日程第28とします。

日程第24の次に日程第25として、発議第3号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を追加いたします。

続けて、日程第26として、発議第4号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を追加いたします。

さらに続けて、日程第27として、発議第5号、コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書を追加いたします。

以上3件につきまして、ご審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 日程第7に入る前に、議案第41号から議案第47号までの案件につきましては、9月9日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、ただちに質疑に入りますのでよろしくお願いいたします。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第41号、新十津川町手数料徴収条例等の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、新十津川町手数料徴収条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第42号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第43号、新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第44号、新十津川町ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、新十津川町ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第45号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第4号を議題といたします。

質疑はございませんか。

3番、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） 41ページ、3款1項2目の高齢者除雪事業についてお伺いさせていただきます。

この高齢者の除雪事業について拡充をされるということで120万円の予算を予定されておりますが、これは何世帯分を見込んで120万円にされているのか、世帯数についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） ただいまの3番議員のご質問にお答えいたします。

今回の高齢者除雪事業の補正の見込み世帯数ですけれども、これまでの実績から概ね半分ぐらいの方が申し込まれているということで、今回、住民税の均等割がかかる方についても追加するというところで上程させていただきましたけれども、概ね対象となる世帯の半分である30世帯ということで、今回、見込んで予算を計上しているところでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 42ページお願いします。

5目健康づくり推進費の事業番号1番、保健事務についてお伺いいたします。

健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業ということはご説明いただいて理解できましたが、こういったことの利用目的ですとか、提供される個人情報になりますけれども、そういった内容、範囲、また、提供先というものを、健診を受けた住民の方々に周知をし

て同意を得るという作業が必要になるのでしょうか。お伺いします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 7番議員さんの質問にお答えいたします。

今回の健康管理システムの改修につきましては、個人が保健医療情報を理解しやすい形で提供していくことで自らの健康管理、予防行動につなげられるようにするとともに、本人の希望によって、お医者さんですとかそういったところに提供して診療等にも活用できるようにすることで、今後の質の高い医療、介護の提供が可能になるというものでございまして、本人が閲覧できる内容としましては、氏名、生年月日、受診の年月日、受診医療機関ですとか、あと、健診結果につきましては、問診の結果ですとか、検査結果判定とか、そういったものの閲覧が可能になるというところでございます。

閲覧につきましては、自分で登録をして閲覧ということになりますし、提供につきましては、本人の希望に基づいてという形になります。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

はい、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 続けて同じところで質問させていただくのですが、一度同意をして提供した情報については、その後に個人が希望すれば削除するといったことは可能なのでしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 申し訳ございません。その件に関しては、調べまして後ほどお答えしたいと思います。

○議長（笹木正文君） よろしいですね。

ほかに質疑ございませんか。

はい、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 48ページお願いいたします。

2目公園管理費の所で財源更正なのですが、ここについてお伺いしたいと思います。

地方債で新十津川駅跡地公園整備事業債というのを起こしてあります。一方では、JR札沼線跡地整備等推進基金繰入金という繰入金を取り止めておりますけれども、基金を繰り入れるのを止めて地方債を起こすということについての考え方というのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

私が個人的にどうか、あんまり知識がないので分からないのですが、どちらかといえれば自分のところで持っている基金を使って地方債を起こさない方がいいのかなというようには思っていたのですが、きっと何か有利な何かがあるのかなと思ひまして、そこをちょっと教えていただければ有り難いと思ひますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 7番議員のご質問にお答えしたいと思います。

公園管理費の方で、当初、社会資本整備交付金の充当額、若干厳しめに予算計上してました。それで、蓋を開けて本年度事業になった時には満額の配当がございまして、それで、

社会資本整備交付金の1,440万が上乗せされたということになります。

それに伴いまして、当初、一般財源ですとか、そういった繰入金を減らして起債の方に回しているという、その財源の中の調整するのですが、こちらの起債につきましては、交付税算入も見られておりますので有利な起債になるということになりますので、総じて、条件はかなり良くなったというふうな認識をしていただければ大丈夫かと思えます。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

それでは、先ほどの件、保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 7番議員の先ほどの健康管理システムの件で、同意がなければ削除ができるかというご質問だったかと思いますが、提供は当然ながらしない形になりますけれども、登録については、すべて登録する形になっておりまして、削除ということは特には想定されておりません。

ただ、閲覧できる期間というのが、登録されている期間というのがそれぞれございまして、がん検診については5年、骨粗しょう症健診については10年、あと、肝ウイルスについては、生涯というような形で登録されている形になります。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

はい、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 申し訳ありません、再度聞かせていただきたいのですが、一度同意をして、その登録をした後に、その情報だけを途中で削除できるのか、最初からではなくて途中で削除したいという時に、閲覧期間何年かあっても途中で消去していただくとか、そういったことができるかどうかということをお聞きしたかったのですけれども。

○議長（笹木正文君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 途中での削除については、想定はしておりませんで、そのまま登録という形にはなります。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

はい、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第46号、新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会の共同設置に関する規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会の共同設置に関する規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第47号、新十津川町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、新十津川町過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第14、議案第48号、新十津川町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第48号、新十津川町教育委員会委員の任命について。

新十津川町教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字花月1017番地。

氏名、松倉寿人、昭和35年5月16日生まれ、61歳です。

提案理由でございます。

教育委員会委員が令和3年9月30日付けで任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

松倉氏は、平成29年10月から新十津川町教育委員会委員を務められ、教育行政に関して優れた識見を発揮し、まちの教育行政全般に尽力をいただいております。

また、令和3年4月からは、空知管内町教育委員会連絡協議会理事として管内の教育委員会相互の連携を図り、教育全般にわたる振興充実に貢献をされてございます。

人格が高潔で地域からの信望が厚く、性格温厚にして、常に教育の充実に向けて熱い信念を持って誠実に行動する人柄でありますので、教育委員として適任であると考え、引き続き選任することについて、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、新十津川町教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

○議長（笹木正文君） 日程第15、議案第49号、新十津川町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第49号、新十津川町公平委員会委員の選任について。

新十津川町公平委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字中央38番地4。

氏名、中川和枝、昭和37年12月18日生まれ、58歳です。

提案理由でございます。

公平委員会委員が令和3年9月17日付けで任期満了となるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

中川氏は、平成25年9月に公平委員会委員に選任され、本年9月17日をもって2期目の任期を満了となることから、引き続き公平委員として選任をしたいとすることでございます。

中川氏は、公平委員のほか、平成18年4月から平成22年4月まで行政評価外部評価委員を、また、平成26年4月から令和2年3月まで社会教育委員を務められるなど、経験、実績ともに十分であり、人望が厚く識見を有しておりますので、公平委員として適任であると考え、引き続き選任することについて、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、新十津川町公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（笹木正文君） 日程第16、議案第50号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第50号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

新十津川町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字花月353番地30。

氏名、鈴木誠、昭和35年2月2日生まれ、61歳です。

提案理由でございます。

固定資産評価審査委員会委員が令和3年9月30日付けで任期満了となるため、地方税法第423条第3項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

鈴木氏は、平成30年10月に固定資産評価審査委員会委員に選任され、本年9月末をもって任期が満了となることから、引き続き選任をしたいとすものでございます。

鈴木氏は、固定資産評価審査委員会委員のほかに農業委員、小学校評議員などの公職を多年にわたり務められております。

公平中立な立場である固定資産評価審査委員として適任でございますので、選任についてご同意賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、14時15分まで休憩といたします。

（午後1時59分）

○議長（笹木正文君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

（午後 2 時15分）

◎決算審査特別委員会審査報告、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第17、決算審査特別委員会審査報告を行います。

認定第1号から認定第5号までの各会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月9日の定例本会議におきまして決算審査特別委員会に付託してございますので、審査の報告を決算審査特別委員会委員長からお願いをいたします。

決算審査特別委員会委員長、長名實君。

〔決算審査特別委員会委員長 長名實君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（長名實君） 議長のご指示をいただきましたので、決算審査特別委員会から審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された認定第1号、令和2年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について。

認定第2号、令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第3号、令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第4号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第5号、令和2年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を終えましたので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

審査経過。

令和2年度新十津川町各会計歳入歳出決算の認定については、令和3年9月9日から14日にわたり所管担当課の説明を受け、審査を行いました。

審査の結果、すべての案件について、認定すべきものとする。

以上でございます。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎認定第1号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第18、認定第1号、令和2年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、令和2年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第2号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第19、認定第2号、令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号、令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎認定第3号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第20、認定第3号、令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号、令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第4号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第21、認定第4号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会

計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第5号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第22、認定第5号、令和2年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号、令和2年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第23、発議第1号、新十津川町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

7番、西内陽美君。

〔7番 西内陽美君登壇〕

○7番（西内陽美君） 議長からご指示をいただきましたので発議第1号、新十津川町議会会議規則の一部改正について、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

新十津川町議会会議規則の一部改正について。

上記の議案を地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出するものでございます。提出者と賛成者は、記載のとおりでございます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

発議第1号、新十津川町議会会議規則の一部改正について。

提案理由でございます。

議会への欠席届出事由の整備等により議員活動の環境整備及び請願手続における押印義務の緩和による請願者の利便性の向上を図るため、この規則の一部改正について議決を求めるものでございます。

続いて、内容をご説明いたしますが、議案と共に新旧対照表がお手元に配付されておりますので、そちらも併せてご覧いただきたいと思います。

新十津川町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めるとなっております。

表題は、新十津川町議会会議規則の一部を改正する規則でございます。

新十津川町議会会議規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「並びに」を「及び」に改め、「及び氏名」を削り、「その名称及び代表者の氏名」を「、その所在地及び名称」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合には、その代表者）が署名し、又は記名押印しなければ」に改めるものでございます。

今回の会議規則の一部改正につきましては、標準町村議会会議規則が一部改正されたことに伴うものでして、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から出産に係る産前、産後の欠席期間を規定するものでございます。

また、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものでございます。

附則でございますけれども、この規則は、公布の日から施行することといたしたいと思います。

以上で、発議第1号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、新十津川町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第24、発議第2号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

4番、鈴木康裕君。

〔4番 鈴木康裕君登壇〕

○4番（鈴木康裕君） 議長の指示がございましたので、発議第2号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の説明をいたします。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により裏面のとおり提出することです。

裏面をご覧ください。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

近年、日本各地において豪雨、暴風、地震、豪雪などの自然災害が頻発しており、そのたびに多くの人命、財産が失われています。特に、豪雨災害の頻発化、激甚化においては、その原因の一つに気候変動の影響が指摘されております。北海道は、全国の中でも気候変動の影響を大きく受ける地域であるといった予測がされており、自然災害への対策の必要性を強く認識するとともに、将来世代の時代に向けた、住民の生命と財産を守るための、自然災害に事前から備える防災、減災、国土強靱化に資する社会資本整備をより推進していくことの重要性が一層増しております。

このような状況を受け、国においては、防災、減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に続く防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の実施が図られておりますが、地方財政は依然として厳しい状況にあります。

よって、国と地方の適切な役割分担の下、防災、減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保し、あらゆる災害の未然防止と発生後の迅速な対応に向け、地方創生の取り組みとも連携した国土強靱化対策により一層の推進が図られるよう、下記事項に特段の措置を講ずるよう強く要望する。

一つ目として、防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を計画的かつ着実に実施できるよう、安定的、持続的に予算、財源を確保すること。

2、国土強靱化に資する社会資本の整備、管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

3、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新、増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

4、防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として流域に関わる、あらゆる

関係者が協働して取り組む流域治水の実現に向けて、ハード、ソフト一体の事前防災対策を加速させる流域治水プロジェクトを計画的に進めるために必要な財政支援の充実強化を図ること。

5、社会資本の整備、維持の推進及び災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、国の地方支部局、とりわけ北海道開発局及び開発建設部に加え、河川、道路事務所の人員体制の維持、充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

議長名で、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣。以上、要求するものでございます。

以上でございます。

○議長（笹木正文君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第25、発議第3号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

4番、鈴木康裕君。

〔4番 鈴木康裕君登壇〕

○4番（鈴木康裕君） それでは、議長のご指示がございましたので発議第3号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、ご説明を申し上げます。

提出者、賛成者については、記載のとおりでございます。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定によ

り裏面のとおり提出するというので、裏面をご覧ください。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

森林は、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給など、多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、植えて育てて、伐って使って、また植えるといった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用及び所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、本町をはじめ、各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林、間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取組を進めてきたところである。

計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、活力ある森林づくりや防災、減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業、木材産業の成長産業化の実現に向けた施策の充実と強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講じるよう、強く要望するものであります。

一つ目として、森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再生林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災、減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を通じて、林業、木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産、流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実、強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

本日、議長名で、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上でございます

○議長（笹木正文君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第26、発議第4号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

5番、小玉博崇君。

〔5番、小玉博崇君登壇〕

○5番（小玉博崇君） 議長のご指示がございましたので、発議第4号の説明をさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により裏面のとおり提出する。

提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

それでは裏面をご覧ください。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体は、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災、減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

一つ、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

二つ目、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

三つ目、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。

四つ目、令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

五つ目、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月14日。北海道樺戸郡新十津川町議会議長、笹木正文。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣でございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（笹木正文君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第27、発議第5号、コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

4番、鈴木康裕君。

〔4番 鈴木康裕登壇〕

○4番（鈴木康裕君） それでは議長のご指示がございましたので、発議第5号、コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書についての説明をいたしたいと思っております。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により裏面のとおり提出します。

提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

一枚めくっていただきたいと思っております。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響による観光、インバウンド需要の落ち込みや人流の抑制によって、中食、外食産業の低迷が依然として続いており、農業においても米や牛肉、乳製品、小麦、小豆、蕎麦などの農畜産物価格の低下と需要の減少を招いており、価格回復と需要喚起対策の強化が不可欠となっています。

重ねて、本道においては7月から8月上旬にかけて記録的な高温、少雨の気候が続いたことから、全道にわたって農作物全般に被害が及んでおり、馬鈴しょは小玉傾向、てん菜は根部が肥大せず、玉ねぎは変形などにより、大幅な収量の減少が見込まれております。

また、野菜については、高温障害等で廃耕する圃場もあるほか、定植直後の苗への灌水作業が追い付かず枯れてしまうなど大きな影響が出ている。さらに、酪農、畜産においても、飼料作物の生育停滞により、地域によっては収量が半分以下に落ち込むことも予想され、今後の生産への影響が危惧されています。

一方、水稻については豊作基調にあります。高温による乳白粒の発生など品質低下が心配され、加えて、2020年産米の過剰在庫による米価下落が懸念されている。

よって、次年度に向けた農業者の営農継続のため、国においては次の措置を講じるよう、強く要望するものであります。

1、コロナ禍における農畜産物の消費拡大対策等の強化について。

新型コロナウイルスの危機的な感染拡大により緊急事態宣言が21都道府県に拡大され、北海道でも3度目の緊急事態宣言の発令となったことから、一刻も早くコロナ禍を収束させる効果的な対策と、農畜産物の価格の回復や消費拡大対策を強化すること。

2、高温、干ばつによる農作物の被害対策について。

(1) 営農継続に向けた経営安定対策の強化。

高温、干ばつの影響で農産物の大幅な収量減少が見込まれていることから、損害認定を迅速に行い、農業共済金の早期支払などの対応を図ること。

また、野菜を含む畑作物については、廃棄や品質低下が顕著なことから、次年度の営農継続が図られるよう無利子、無担保の資金融通、無利子資金への借り換えなど金融対策を最大限に講ずること。

(2) 酪農、畜産経営の安定に向けた対策の強化。

高温、干ばつで牧草やデントコーンなどの収量減少や品質低下が見込まれ、酪農では生乳生産量の減少や乳質低下、畜産では栄養価の少ない粗飼料による発育への影響が今後危惧されることから、酪農、畜産経営の安定に向け、代替飼料の確保及び価格差補填等の対策を講ずること。

(3) 灌漑システムの整備、散水、灌水資材などへの支援。

記録的な高温、干ばつが続いたことから、被害農家からは畑地への灌漑対策を求め声が高まっており、灌漑システムの整備を図るとともに、高額なリールマシンなど散水機や灌水資材への助成など万全な支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

本日付け、議長名で、提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣でございます。

議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。以上です。

○議長（笹木正文君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより発議第5号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。
したがって、発議第5号、コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

- 議長（笹木正文君） 日程第28、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さまのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出が出ておりますので、これを許可することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。
したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉議の宣告

- 議長（笹木正文君） 以上をもちまして、今定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。
会議を閉じます。

◎閉会の宣告

- 議長（笹木正文君） 令和3年第3回新十津川町議会定例会を閉会をいたします。
今回は、決算審査特別委員会も含めまして、大変ご苦労さまでした。

（午後2時55分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員